

平成26年11月27日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成26年11月27日(木)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

- 1番 林 俊之君
- 2番 大網正敏君
- 4番 花香孝彦君
- 5番 佐久間義房君
- 6番 板寺正範君
- 7番 城之内一男君
- 8番 高木武男君
- 9番 林 甚一君
- 10番 鈴木正昭君
- 11番 多田和弘君
- 12番 土屋進君
- 13番 山崎ひろみ君
- 14番 宮崎正吾君
- 15番 高嶋雅弘君
- 16番 鎌形寿一君

欠席議員

なし

出席説明員(15名)

町	長	岩	田	利	雄	君
副町	長	清	水	正	幸	君
監査委員	平	山		茂	君	
会計管理者	鈴木			努	君	
健康福祉課長	石	毛	克	身	君	
総務課長	金	島	正	好	君	
病院事務長	鈴木		和	雄	君	
産業振興担当課長	石	毛	一	久	君	
まちづくり課長	大	後	修	司	君	
町民課長	多部	田	秀	也	君	
農業委員会事務局長	河	津	静	夫	君	
教育委員会委員長	林		英	伸	君	
教育長	小	澤		茂	君	
教育課長	林		敏	行	君	
生涯学習担当課長	笹	本	博	之	君	

出席事務局員（3名）

事務局	長	小	林	豊
次	長	宮	前	玉子
主	査	箕	輪	広次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成26年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 多田和弘君、5番 佐久間義房君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月1日までの5日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

平成26年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る11月20日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案13件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から12月1日までの5日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は7人の議員から通告がありましたので、これを行い、その後、休会の件をお諮りし、本日はこれで散会といたします。

第2日目の11月28日から第4日目の11月30日までは、議案調査等のため休会といたします。

最終日の12月1日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、同意第3号を上程、採決。続いて承認第3号及び承認第4号並びに議案第35号から議案第44号を順次上程し、質疑、採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会の報告等を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月1日までの5日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月1日までの5日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成26年9月1日から11月15日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず、1ページ目、総務課の庶務関係、職員の採用でございますが、11月1日付で看護師1名を採用し、訪問看護ステーションに配属しております。在宅医療、在宅介護における訪問看護の果たす役割は大きく、補強を図ったものでございます。

次に、下段から2ページ目にかけてでございますが、防災関係で、台風18号、19号の接近に伴い、避難所を開設しております。幸い被害はございませんでした。

次に、臨時福祉給付金の支給状況を記載しております。

また、5 ページ目に、子育て世帯臨時特例給付金の支給状況を記載しております。どちらの給付金も来年 1 月 5 日が申請期限であり、防災行政無線等を通じ、お知らせをしております。

次に、3 ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますが、町県民税等の新規・更正分納税通知書を記載のとおり発送しております。

また、前納報奨金制度が今年度をもって廃止となることから、口座振替登録者に通知書を発送しております。

次に6 ページ目、環境関係の住宅用太陽光発電設備設置補助金 4 件、合併浄化槽の設置補助金 11 件の交付決定をしております。引き続き県の補助金を活用し、実施しております。

また、下段のその他ですが、10 月 19 日に町内一斉清掃作業を実施しております。町民の皆様のご協力やボランティア団体の積極的な活動に心より感謝を申し上げる次第でございます。

次に7 ページ目、中段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますが、敬老祝金の贈呈のほか、10 月 15 日に 209 人のご参加をいただき、高齢者いきいきレクリエーションを実施しております。今後も高齢者が元気に生き生きとした生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に8 ページ目、9 ページ目の衛生関係、保健関係でございますが、記載のとおり、各種検診、予防接種、健康指導等の事業を実施しております。

また、10 ページ目、中段に、地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動・利用状況を記載しております。老人福祉はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んで参りたいと存じます。

次に、11 ページ目、まちづくり課の建設関係でございますが、橋梁の補修工事等、総額で 6,734 万円余の工事を発注いたしました。

次に、13 ページ目、中段、商工・観光関係でございますが、成田市開催のイベントに参加をし、東庄町の PR 活動を行っております。

また、11 月 3 日には埼玉県志木市から、ふれあいまつりとコカブの収穫体験モニターツアーに 40 名の参加をいただいております。引き続き、観光振興に力を注いでまいります。

次に、15ページ目、東庄病院関係でございますが、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ45.98人と109.81人となっております。また、10月22日、入院、外来患者の安全確保のための避難・誘導訓練及び消火訓練を実施しております。

最後に、行政報告には記載がございませんが、農林の畜産関係で、11月14日付、本町の「東の匠SPF豚研究会」が農林水産大臣賞を受賞いたしました。品質管理や販路拡大に関係者が一丸となって努力された結果であります。心よりお祝い申し上げますとともに、さらなる発展を期待するものであります。

以上で行政報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。16ページをお開きください。

1の教育委員会関係ですが、(3)第2回臨時教育委員会において、教育委員長、委員長職務代理者の選出を行いました。委員長に林英伸氏、職務代理者に多田和代氏が選出されました。

2の学校教育関係の(1)就学時健診は、10月21日に該当者107名を実施いたしました。

(2)契約関係の東庄町立小中学校屋内運動場非構造部材耐震調査業務ですが、これは各学校の体育館施設の天井やバスケットゴール、あるいは照明、また窓ガラス等の落下に対する強度の調査であります。調査結果についてはまだ受けておりません。

17ページ、3の生涯学習関係ですが、第53回町民運動会には1,500名、第40回文化祭には8,000名の参加がございました。ご協力、ありがとうございました。

4の公民館関係ですが、歴史教室、成田フィルハーモニーオーケストラ、各学校の家庭教育学級、ことぶき大学移動教室など、多くの参加者がございました。

18ページ、7の学校給食センター関係ですが、10月1日にボイラーの入れ替えを行いました。

以上で教育委員会の行政報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番、城ノ内一男君。

7番（城ノ内一男君）

7番、城ノ内です。自治体財政健全化と小学校統廃合について質問します。

最初に自治体財政健全化について質問します。

まず、質問要旨1、地方公共団体財政健全化法の目的及び意義について伺います。

地方公共団体財政健全化法は、平成19年6月に公布され、その全面施行は平成21年4月とされ、財政指標に関する規定は平成20年4月施行とされ、平成19年度決算から適用され、健全化判断比率等の算定、監査委員の審査、議会への報告、公表が行われてきたところですが、財政健全化法は健全化判断比率等の公表、比率等に応じた自治体財政の早期健全化、再生、公営企業の経営健全化を図ることを目的としているところですが、背景には、夕張市の破綻があらわしているように財政赤字が深刻化し、国の一般会計予算は歳出総額と税収との乖離は大きくなり、4割以上を公債収入に寄らざるを得ない今日の財政の中、地方自治体財政の状況も悪化しており、改めて地方財政の窮状を知らせるとともに、財政再建制度や監査体制の不備が次々と浮き彫りになったところであり、夕張市が破綻に至った原因は第三セクター等への過剰な投資で、旧産炭地からの再生を目指して、国の支援とともに観光事業を展開し、失敗したのであるが、夕張市の場合は、余りにも借金が巨額であったことと、不適切な会計処理で隠し続けてきた借金を誰もチェックできなかったことに驚かされるとともに、これまで監視機能が必ずしも十分発揮されてきたとは言えない中、旧再建法では破綻の基準は普通会計のみを対象とし、センサーも実質収支比率だけでした。そのため、公営企業や外郭団体で巨額の負債を抱えても、問題とはなりませんでした。

普通会計の外に重大な問題があった中、財政健全化法では、健全化判断比率の対象とする会計を公営企業から一部事務組合、広域連合、外郭団体まで広げました。

これまでの財政指標は現金収支にかかるフローでした。フローのみを基準としており、フローの指標では、地方債や積立金の状況はカウントできません。ストック

ベースの財政状況に課題がある団体が対象とならない中、今後に発生し得る負担リスクもカウントしておく必要があります。そこで一般会計で負担すべき他会計や外郭団体の地方債や退職手当負担見込み額など、一般会計の負担を把握するためのストックの指標である将来負担比率を新たな指標としました。財政健全化法の目的は、財政を早期の段階で健全させることですが、その仕組みとしてセンサーで健全状態を保つよう仕組みされており、センサーが基準値を超えたら、早期健全化段階でイエローカード、再生段階でレッドカードがそれぞれ出され、健全化に向けた計画を議会のチェックを受けながら進めることになるわけですが、健全化判断比率のうち一つでも財政再生基準以上であれば自動的に財政再生団体となり、財政健全化法による財政再生団体は財政運営における制約、すなわち自治の制限を受けることになるところですが、行政の認識を伺います。

あわせて自助努力により財政の健全化を進めることになると思いますが、財政当局の認識を伺います。

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とし、自治体の全会計をカバーする新たなフロー指標や第三セクター等を含めたストック指標を導入し、指標について監査委員の審査、議会報告を経て公表することを義務づけており、健全化判断比率をインターネットで公表することが規定されました。これにより住民は自治体の財政情報をいつでも、どこからでも容易に入手できるようになりました。

財政情報の開示を徹底し、住民自治による財政の健全化を進めるとともに、格段に重要性を増した財務情報の信頼性確保を踏まえて、監査機能の重要性を再認識する点が制度の特徴であると言えますが、行政の認識を伺います。

あわせて、その意味で、財政指標は重要である、財政指標の適切な算定は制度の運用上、必須のものとなっているところです。財政当局の認識を伺います。

次に、健全化法における審査及びチェック体制について伺います。

財政健全化法は自治体に財政の健全性に関する財政指標を公表させ、議会にその内容をチェックする責任を負わせました。財政の健全な運営とは、収支の均衡、財政構造の弾力性、持続性、自主性などが確保されていることであり、自治体は住民生活に不可欠な公共サービスを提供しているため、財政は常に健全に運営されなければなりません。傲慢な運営で財政が行き詰まるようなことになれば、そのツケは

最終的には住民が担うこととなります。

自治体では、監査委員と議会がチェック機関として機能しているはずですが、しかし、夕張破綻では、監査委員や議会など、誰も決算の異常値をチェックできませんでした。不適切な財政運営を誰もチェックできず、長年にわたって見逃してきました。財政健全化法では、行政が算定した健全化判断比率は監査委員の審査を付した上で議会に提出することが義務づけられました。監査委員には健全化判断比率等の公表の過程で、これらの比率が適切に算定されているかどうかを審査するとともに、意見を述べることとなります。

財政指標の判定の客観性及び正確性は、財政健全化制度において、極めて重要な意義を持つものであり、それらが監査委員の審査を通じて担保されることになるため、健全化法における監査委員の役割は非常に重要であると言えます。行政の見解を伺います。

監査員の審査は健全化判断比率等の安定について、それぞれの比率の算定の過程が財政健全化法及び関連法令に定められた基準に従ったものであることを検証するとともに、算定に用いられた数値が決算関係資料の数値などと一致することを検証することになると理解しますが、健全化判断比率等の算定においては、自治体での算定過程が合理的なものかどうかが大きく影響します。算定に関する自治体の内部統制が充実していれば、それだけ監査委員は比率の適正性に信頼を置くことが可能です。

健全化判断比率の算定手順とそのチェック体制を確立しておくことが重要であり、監査委員の役割は、あくまでも適切に算定されたと、首長、もしくはその代行者が確認した健全化判断比率について審査を行うことであり、監査委員による健全化判断比率の審査の目的は、比率の正確性を担保し、客観性、信頼性を付与することにあると認識します。

自治体の内部統制とあわせて見解を伺います。

信頼性を確保するためには、財務事務に関連する事務処理において誤りが起きるリスクが正しく認識されていることが重要であり、そしてそのリスクが確実にコントロールされるようにチェック体制が整っている必要があります。あわせて行政の認識を伺います。

財政健全化法が施行され、財政健全化に対する監査委員と議会の責任が明確にな

った中、住民も含めて行政と自治体とが一体となったガバナンスを築いて、健全な財政を持続させることが重要となっています。地方議会をめぐっては、ガバナンスに対する認識が不十分であるという指摘がありますが、基礎的自治体と議会と住民らが協働して、ガバナンスを構築し、安心して安全に暮らせる社会をつくり上げていく必要があります。住民自治の根幹をなす地方議会の役割は、一層その重要性を増しています。議会の責任を強化されている中、財政状況をチェックし、より厳しい健全化に取り組む必要があります。健全化判断比率の議会への報告、住民等への公表に当たっては、財政は仕組みが複雑で、難解なイメージがある中で、わかりやすく丁寧な説明が大切です。行政の見解を伺います。

次に、健全化判断比率について伺います。

健全化判断比率の財政指標は、平成19年度決算から適用され、平成19年度決算における健全化判断比率は、実質公債費比率14.6%、将来負担比率112.9%、平成25年度決算においては、それぞれ8.4%、28.2%、大幅に改善されており、財政の健全性が保たれていると評価できるところですが、健全化判断比率について行政の認識を伺います。

健全化判断比率は、全て一般財源相当の標準財政規模で割って求めた比率です。それゆえ自治体の財政規模が異なっても比較検討できます。標準財政規模に投資的経費以外の経費に充当可能な一般財源となる臨時財政対策債発行可能額が含まれています。決算統計と取り扱いが異なりますが、これは元利償還金が交付税で100%措置されるので、交付税の代替財産として算入していますが、実態は赤字公債です。認識とあわせて標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額を伺います。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率について伺います。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、フロー指標と呼ばれる指標で、毎年度における収入収支、キャッシュフローの額をベースにした指標であり、翌年度の税収等が決算年度と同様であれば、その何%が実質赤字の補填に回されるかを示します。赤字補填のため、何%が充てられているのかを示して、健全化基準はおおむね3年度で赤字が解消できるものとして設定されています。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でない限り比率はないものとして、比率は示されませんが、地方公共団体の会計は単年度において収支が均衡することが大原則であり、本来、赤字が生じるべきものではなく、赤字決算は避けなければなりません。行政の認識

を伺います。

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率で、対象となる会計は一般会計に公営事業会計以外の特別会計を加えたもので、普通会計とはほぼ同じであり、連結実質赤字比率とは、全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率で、対象となる会計の範囲は一般会計等に加え、一般会計等以外の特別会計のうち、公営事業にかかる特別会計と公営企業会計が含まれ、自治体の全会計がその対象となります。

特別会計の赤字も連結して指標としたのは、最終的には一般会計で特別会計の赤字を負担しなければならないからで、旧再建法では、一般会計のみが破綻の基準でしたが、病院事業などの特別会計で巨額な赤字を抱え、破綻の一因となっていた中、重要な指標と言えます。行政の見解を伺います。

実質公債費比率について伺います。

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3年間の平均値であり、対象となる会計の範囲は、連結実質赤字比率の対象となる会計に加え、複数の自治体が共同で処理している一部事務組合等が含まれます。実質公債費比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されず、毎年度、経常的に収入される財源に対し、公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの、占める割合について、過去3年間の平均値として算定される比率ですが、実質公債費は地方交付税で補填されない元利償還金の公債です。地方交付税で措置される分だけ実際の公債費より少ないわけです。交付税措置の地方債が多い傾向があり、留意すべきと思いますが、財政当局の認識を伺います。

実質公債費比率と将来負担比率の算定では、公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子分母から特定財源として元利償還金にかかる基準財政需要額、算入額を控除し、自治体の実質的な公債費負担を算出するよう調整しているところです。元利償還金、準元利償還金にかかる基準財政需要額、算入額を伺います。

あわせて具体的な要素の分析が重要になります。比率の算出において、最も重要な地方債の元利償還金の額及び準元利償還金をお願いします。

実質公債費比率の早期健全化基準は25.0%ですが、平成18年度から地方債

の許可制は廃止され、協議制度に移行していますが、実質公債費比率が18%を超えると一般的許可団体となり、これ以上の投資を行うとすれば、住民への基礎的行政サービスのための経費支出に支障が出かねないため、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の発行に許可を要することとされているところですが、あわせて行政の認識を伺います。

将来負担比率について伺います。

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する利率であり、対象となる会計の範囲は実質公債費比率の対象となる会計に加え、地方公社、第三セクター等、自治体と一体となって行政サービスの提供している法人、団体が全て含まれると言えます。将来負担比率は年度末における地方債等の債務の残高や基金の積立額等、過去の年度から累積されてきた債務資産をベースにした自治体の実質的な負債を捉えたストック指標の一つです。

一般会計が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債のほか、公営企業の企業債や出資団体等で債務保証、損失補償した分、さらに職員の退職金見込み額などから基金等を控除した額です。

将来負担比率の公表、分析に当たっては、その要因分析が重要となります。この指標は外郭団体を含め、負債として確定していない部分も計上していますので、どのような負債がどの程度含まれているかが分析のポイントになります。財政当局の認識と将来負担比率の基礎となる将来負担額とその内訳及び充当可能基金額を伺います。

あわせて、この指標は他の決算値の指標とは異なり、将来発生し得るリストを見ているので、実際の負担を示しているわけではありません。そのため、レッドカードを出さずにイエローカードのみですが、将来負担額は現在価値で捉えることとしており、将来的な利子負担については含まれないことに留意する必要があり、実際に債務が履行される時点までに利子が発生し、利子の多寡によって財政運営に与える影響も異なります。財政当局の認識を伺います。

利率を単純に読むと負債が一般財源の何年分に相当するかということで、ストック指標である将来負担比率は、将来負担する必要のある債務を解消するために、全ての税収等を充てた場合、何年分の税収等が必要かを示します。1年分が100%、2年分が200%、地方債による新たな事業を行う場合、将来負担比率を押し上げ、

実質公債費比率も高めます。しっかりした推計とともに、計画的な事業計画を立てることが重要です。財政当局の見解を伺います。

健全化判断比率の指標について認識を伺います。

財政健全化法で財政の健全化が促されるのか、健全化判断比率が基準値をクリアしていれば健全とみなされるので、自治体の財政運営は基準値を意識しながら行われるでしょう。基準値すれすれでクリアしている自治体が多々ある中、財政健全化法の基準値をクリアしていればよいのではなく、問題は健全化へどう取り組むかです。一般会計の標準財政規模が大きくなれば、それだけ体力があることになり、どこまでが健全かを判断するのは難しく、各自治体の行政サービスと財政状況に応じて、より健全な財政指標を定めることが健全化への取り組みとして重要であり、自主的に取り組むことが求められます。財政当局としての見解を伺います。

あわせて、法定された五つの比率の値にとらわれがちになりますが、比率の過去の推移や比率の相互関係を調べてみることも重要です。あわせて見解を伺います。

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を、将来負担比率を除く三つの比率のうちいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を当該比率を公表した年度内にその年度を初年度とする策定が義務づけられ、計画の策定に当たっては、個別外部監査が義務づけられ、計画は議会の議決が必要とされ、各計画の実施状況は、毎年、議会に報告して公表するとされているところですが、基準値を下回っていれば健全なのか、どの程度なら健全なのか難しいところですが、財政当局としての見解を伺います。

隣の銚子市や交付団体の常連だった富津市が、財調を使い果たして再生破綻の危機に直面し、また不交付団体の袖ヶ浦市においても17年度までに58億円の財源不足に陥る可能性があるなど、財政危機が表面化し、突然の発表、市民に戸惑いと不信の声があるのも当然と思います。

自治体の財政破綻の危機が現実のものとなりつつあります。再建団体への転落は自治体のイメージを傷つけ、住民にも不名誉なことです。住民の生活を支える基礎的自治体の運営が立ち行かなくなることは避けなければなりません。

財政健全化法の施行で財政危機の意識を行政と住民が共有するようになってきています。自治体の財政破たんを未然に防ぐように、財政状態が健全であるかどうかを見るための法定の指標が健全化判断比率です。行政の認識を伺います。

そのためにも、情報の徹底した開示、わかりやすく丁寧な説明が求められます。重ねて見解を伺います。

次に、質問事項 2、小学校統廃合について伺います。

まず、東庄町立小学校統廃合計画について伺います。

全国的な少子高齢化の影響により、子供の数は減り続けており、かつてない規模で公立の小中学校の統廃合が進んでいる中、90年代に子供の数は急激な減少期に入ったものの学校数はそれに比例せず微減傾向になっている中、財務省は全国約3万の公立小学校を全て標準的な規模に統廃合すると、5,462校少ない2万5,158校になり、必要な教員数は小学校だけで今より約1万8,000人少なくなるという試算をまとめた中で、試算どおりの統廃合を求めるものではないという中ですが、子供にとって学びやすい環境とは、学校の規模がどのぐらいだと子供にとって適切な教育ができるか難しいところですが、学校教育法施行規則で小中学校の標準学級数は、1学校当たり12から18学級。標準の通学距離は、小学校はおおむね4キロ以内、中学校はおおむね6キロ以内と標準が規定されているところです。

今は、全体の半数を超える学校が11学級以下と標準を下回っている現状ですが、学校教育法の基準は、今から約50年以上前の基準でもあります。小中学校とも1校当たり18学級が望ましいとも思いますが、学校の適正規模について教育委員会の所見を伺います。

東庄町立小学校の統廃合計画が示されたところですが、笹川小学校を除く4校で、全学年1学級となっており、複式学級の懸念がある中、統合計画案では既存の校舎等を最大限活用し、後年度にできるだけ過大な負担を残さないという観点から、既存の小学校5校を1校に統廃合。統合の位置は現在の笹川小学校のある位置という中で、統合の時期は平成32年を目途とする説明があったところですが、小学校は地域活動の拠点、地域の財産となってきた中、住民に情報を公開し、丁寧な説明が求められます。再編計画、住民の反対で撤回せざるを得ずの例もあります。住民や自治体の意思と教育の効果との折り合いをつけなければ、学校統廃合は円滑に進みません。説明のプロセスが重要となります。教育委員会の見解を伺います。

学校統廃合では、児童生徒の通学距離、時間の拡大にどのような手当てを講じるかが問題になります。学校の立地条件を勘案して、通学条件をどう見定めるか、統合した場合の通学条件についてシミュレーションしていく必要があるとともに、丁

寧な説明が求められます。通学条件への手当について、教育委員会の見解を伺います。

通学方法について、徒歩及びスクールバスによるものという中で、スクールバスの台数、運行方法及び運行ルート、バス停の数、最長時間及び部活動等への手当について教育委員会の考えをお聞きします。

次に、財政負担について伺います。

平成32年度を目途とし、既存の校舎等を最大限活用し、現在の笹川小学校の位置に統合するという方向の中、既存の校舎等を最大限活用するとはいえ、当然改修も必要になると思います。全面的な改修なのか、必要最小限の改修なのかを含め、改修について教育委員会の方針を伺います。

あわせて財政負担について試算を伺います。改修に要する事業費、その場合、国県の補助金の有無及びその財源について、一般財源で手当するのか、基金の取り崩し、起債を含め行政の考えをお聞きします。

笹川小学校については、平成15年に大規模改修がなされているとはいえ、老朽化の懸念があります。耐用年数でいえば北校舎は平成38年、南校舎は平成27年に到来年となります。建物の建てかえが必要となる年を意味するものではないとはいえ、昭和40年の後半から50年代前半に新設、建てかえられた築30年以上の学校施設の老朽化対策は全国的な問題ともなっているところです。教育委員会の認識を伺います。

プール施設については、50年を経過しているところですが、含めて考えを伺います。

後年度に過大な負担を残さないという観点から、既存の校舎等を最大限活用するとはいえ、老朽化を考慮したとき、何年程度使用できるのか、後年度への負担の先送りにはならないのか教育委員会の見解を伺います。

また、あわせて新たに建てかえた場合は、どの程度の建設費となるのか、試算を伺います。

次に、小中一貫教育について伺います。

中一での激変を避け、小学校と中学校の9年間を一体的にとらえて教える、普通は小中で別々のカリキュラムを一連のものにし、相互につながりのある時間割や指導法を採用する小中一貫教育ですが、主なねらいは、中学進学をきっかけに新しい

環境での学習や生活にうまく適応できる、不登校などに陥る中1ギャップを解消すること、開校の経緯として、学校統廃合の手だてとして一貫校化が進められている状況が地方に多いのも実情であり、何のために小中一貫教育を進めるのか、行政自身の再定義が必要であり、地域でカリキュラムや指導法を見直し、工夫を重ねることも大切とも思います。教育委員会の所見を伺います。

統廃合計画や将来的課題である小中一貫教育、連携教育については、実現に向けて統合作業と並行し、引き続き研究、検討を行っていきとありますが、公立校の小中一貫教育は2000年に広島県呉市、06年に東京都品川区などの構造改革特区の認定を受けて取り組み始め、全国に広がったところですが、文部科学省の調査では、9年間で同じカリキュラムを共有する一貫教育をしているのは全国で1,130校あり、校舎を一体化したり、従来の6・3の区切りを4・3・2などに変えたりし、一貫の度合いが高いほど学力向上など、成果が上がっているという中、また課題もあるところですが、文部科学省が義務教育の9年間を通じた教育をしやくするため、小中一貫の学校を制度化する方針を固め、学校教育法の改正案を来年の通常国会に提出し、最速で2016年度の開校を目指す、国は新一貫校のための校舎整備費の一部負担や教員の追加配置などによって、普及を後押しするという中、小中一貫教育、一貫校は将来的課題というより、現在の研究検討課題と思います。教育委員会の見解を伺います。

小中一貫教育先行校では、学力向上や中1ギャップの解消、不登校の減少等、成果があった回答が多かった中、課題では小学校高学年やリーダーの役割が発揮できないなど、6、7年生の課題、人間関係の固定化等、懸念も指摘されるところです。成果と課題を十分検証、研究し、議論する必要があります。教育委員会の認識と小中一貫校についての検討結果について伺います。

小中一貫教育については、将来的課題と位置づけているところですが、実現に向けてとある中、いつごろが目安となるのか、位置は中学校の位置になると思いますが、また校舎の老朽化を考慮し、新たに校舎を新設することになると思います。その場合の財政負担について、教育委員会の考えを伺います。あわせてその時点の児童生徒数の推計を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君) それでは、私から城ノ内議員の質問にお答えいたします。

質問事項1の自治体財政健全化については、11項目についてお答えします。

まず1点目、財政再建団体になった場合の制限等についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率は、4指標ございます。そして第一段階として、早期健全化基準、第2段階として財政再生基準が定められているところでございます。4指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合は、市町村で財政健全化計画を定め、議会等に報告し、財政の健全化に努めることとなります。

次に、財政再生基準、こちらは3指標が対象ですが、これが基準値を超えた場合は議会の議決を経て、財政再生計画を定める必要がございます。また、起債の制限として、災害復旧事業等を除き地方債での起債ができなくなる。そのほか、国の勧告などを受けるといった制限がございます。

次に2点目、財政情報の信頼性と公開についてでございます。

以前の単年度決算統計による財政状況の公表から、財政健全化判断比率の4指標や公会計制度の財務4表といった財政情報が公表されるようになりました。また、議会への報告や住民への公表といった財政情報の開示は、町ホームページや広報紙を通じて多様な面から行っており、多くの閲覧のもとで財政状況は開示されております。

3点目、監査体制の見解でございますが、財政健全化判断比率は、決算審査とあわせて監査委員の審査を受けております。その後、議会で内容を報告しております。また早期健全化基準を超えた場合には、個別外部監査を受けなければならないといった制度がございます。町としましては、監査体制が重要な役割と考えているところでございます。

4点目、財政諸表の作成におけるチェック体制についてでございますが、財政健全化判断比率の算定手順やそのチェック体制ですが、算定手順については、総務省より送付されます要領により、適正に作成しております。また、一般会計のみならず、特別会計、企業会計、そして一部事務組合等のデータも基礎数値として使用しており、指標の算定作業ではそれらを明確にして策定しております。

5点目、議会への報告と住民への公表についてでございますが、議会での報告に

については、財政健全化判断比率の4指標や基準値を報告しており、住民等への公表は町広報紙やホームページに掲載しております。財政に関する指標は、専門用語による説明や数値のみの説明となることがあるため、必要なデータの説明とわかりやすい説明が行えるよう、検討してまいります。

6点目、標準財政規模と臨時財政対策債についてでございますが、標準財政規模は、平成25年度は35億8,644万9,000円、26年度は35億6,714万6,000円でございます。

臨財債の発行可能額でございますが、平成25年度は2億4,964万5,000円。平成26年度は2億3,751万円でございます。財政健全化判断比率の算定に用いる標準財政規模では、臨時財政対策債発行可能額が含まれております。

7点目、旧再建法についてでございますが、旧再建法、地方財政再建促進特別措置法では、第三セクターや特別会計、企業会計との連結による指標が作成されておりました。また、監査委員の審査や、議会への報告、住民への公表等も義務づけがなく、こうしたことから、深刻な財政再生団体となるまで事態が表面化しないことが問題であるかと考えておるところでございます。

8点目、起債についてでございます。実質公債費比率や将来の負担比率の算定では、交付税措置される公債費は分子の元利償還分と分母の標準財政規模からマイナスされ算定されます。これは交付税措置される起債については、交付税措置のない他の起債と区別して算定するとされていることによるものでございます。このため、実公債費額や実残高より小額になります。なお、元利償還金と準元利償還金への交付税措置額は、元利償還金における措置額としまして、平成25年度は3億6,821万8,000円。地方債残高による措置額は平成25年、41億236万9,000円でございます。元利償還金で最も重要、高額な算定となっている起債では、平成25年度の償還額が元金のみでは4億3,144万7,000円。利子を含みますと4億9,113万6,000円。そのうち臨時財政対策債が最も多く、利子を含みますと1億4,590万5,000円。交付税措置算入額では1億6,020万4,000円となっております。準元利償還金の償還額では、公営企業の財源として6,097万5,000円。交付税算入措置額では、香取市東庄町病院組合、3,776万7,000円となっております。

9点目、起債の制限についてでございますが、起債の借り入れに対する指標とし

まして、実質公債費比率の制限があります。実質公債費比率が18%以上の場合は、公債費負担適正化計画を策定しなければ、起債許可がされません。また、それ以上の場合に事業によっては借り入れができないといった制限がございます。

10点目、起債の将来負担についてでございます。将来負担額につきましては、平成25年度で65億7,707万7,000円。充当可能基金額としまして、15億6,401万3,000円でございます。将来負担比率に用いる地方債現在高は元金のみで利子分は含めません。起債において利子分は当然、町の債務であり、元金償還額と残高と同様、重要な数値となります。決算統計や決算書参考資料では、元金と利子を記載しており、起債残高と同様に減少傾向にあります。今後も新規起債借入を行う時は、償還期間や利率に十分留意することが必要と考えております。

最後、11点目、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の情報開示と説明についてでございます。

財政健全化判断比率の指標は、あくまでも不健全な財政状況を判明させるための指標であるため、その基準値以外についてのランク付けがございません。つまり、基準を少し下回っていても、大きく下回っていても、健全財政として扱うことになります。これは城ノ内議員がご指摘のとおりだと思っております。

当町の実質公債費比率や将来負担比率は毎年減少しており、財政運営上、健全な値を推移しております。しかし、財政基盤が弱く、規模の小さい自治体でございますので、今後とも健全な財政運営を行うことが求められているところでございます。

今後も数値の内容や減少傾向にあるもの、増加傾向にあるものといった分析を行い、状況の報告や公表といった開示を実施することが必要と考えております。

それには加えて議員のおっしゃるとおり、丁寧な、わかりやすい説明が必要となっております。

私の答弁は以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問事項の2、小学校統廃合関係、3件について申し上げます。

まず要旨の1、これは小学校統廃合計画（案）の関係、3点でございます。

1点目、学校の適正規模につきましては、議員のおっしゃるとおり、法律で規定

がございました。小学校の場合になりますと、普通学級のみということであれば1学年、2学級ないし3学級ということになります。

しかしながら、教育委員会の推計では、お示しさせていただいておりますように、小学校の統廃合計画（案）は平成32年度に五つの小学校を一つに統合したとしまして、普通学級が15学級ございます。その先、平成35年度あたりには、全学年で普通学級2学級化となるものと見込んでいるところでありまして、もはや適正規模にこだわっている状況ではないものと考えております。

2点目、住民説明のプロセスについてでございますが、とても重要でございます。まずは丁寧な説明をとということで進めております。これまでも8月、公民館での説明会を皮切りに、10月15日に高齢者いきいきレクリエーションとことぶき大学において、高齢者の皆様に、また10月29日には行政協力員まちづくり会議で区長さん方にご説明をさせていただきました。

現在は保育園にお伺いをいたしまして、保護者の皆様にご説明を行っているところでございます。

神代保育園・笹川中央保育園につきましては、既に終了をいたしました。今月29日には保健福祉総合センターの来年度保育所の保護者の皆様に、また12月13日には橘保育園で説明会を開催させていただく予定でございます。

また、町教育委員会からの一方的なご説明だけではいけませんので、来年1月25日の日曜日、午前10時から町公民館で住民の皆様からご意見をいただく会を予定しているところでございます。

来月、12月の広報に折り込みの形でご案内を入れさせていただく予定にしております。

次に3点目、通学条件についてでございます。笹川小学校の位置に決定となりますと、今の笹川小学校区は徒歩通学のままで、その他の学区については、スクールバス通学でといったことが想定されるのではないかと考えるところでございます。

しかしながら、スクールバスの運行をどのような形にするのか、台数ですとかルートなど、議員ご指摘の点につきましては、統合することが決定してから、いろいろ保護者の皆様のご意見等もお伺いしながら、支障が出ないように検討していくこととなります。

次に、要旨の2点目、財政負担関係、3点でございます。

1点目、校舎の活用につきましては、できるだけ必要最小限の改修で済ませたいと考えております。ただし、先々の児童数の状況次第では、若干の教室を確保するなどの対応が必要になる場合も出て来ようかと考えております。

2点目、財政負担につきましては、統合が決定した後、しかるべき時期にお示しさせていただくことになるものと考えております。対象となるものであれば、国の補助金、あるいは起債の活用も視野に入っております。

なお、補助金等については、制度として申し上げますが、校舎の新築・増築については、対象経費の2分の1の国庫負担、また大規模改造で対象経費の3分の1の国庫交付金などがございます。ただし、工事費の全額が対象経費になるわけではありませんので、注意する必要があります。

次に3点目、学校施設の老朽化について、笹川小学校の校舎について申し上げます。南校舎は現在、築46年、北校舎は築35年、補助金の耐用年数60年からすればまだまだ使用できるものと見ております。

したがって、建て替えの計画は現段階ではしておりませんし、また試算も行ってございません。今後、それについては後年度に負担を先送りしているという議員のご指摘でありますけれども、それには当たらないということで考えております

次に、質問要旨の3、小中の一貫教育の関係、4点ございます。

まず1点目、小中一貫教育については、全国で1,100校余りが導入しているわけであります。先の「東庄町教育行政諸課題検討委員会」ですとか、「意見を聞く会」、また8月に実施いたしました、「小学校統廃合に係る教育委員会説明会」などでもその導入を求める意見が出されまして、関心の高さがうかがえています。町教育委員会としても、新しい流れとして大いに注目しているところであります。

順序は若干飛びますが、3点目になろうかと思えます。しかしながら、その成果や課題については、現在でもいろいろ議論の分かれるところであります。今後、専門機関等において検証や研究等がなされ、その結果や報告も出されてくるだろうと見込んでいるわけでございます。

町教育委員会としましては、それらも踏まえながら、ある程度の時間をかけて研究・検討を行う必要があるのではないかと認識しているところでございます。

そのようなことから、町教育委員会としては、学校の先々、幼稚園も含めた形になるかもしれませんが、「小中一貫教育」については、2点目のお尋ねで、「将来

的に実施していくための課題」として位置づけておりました、それを「将来的課題」と表現しているわけでございます。

最後に4点目、本町で小中一貫教育を導入する時期、あるいは議員がお話しになりました中学校の課題等についても、これからの研究・検討ということになります。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

7番、城ノ内一男君。

7番（城之内一男君）

いろいろ質問したんですけど、まず、チェック体制というか、審査の体制について。やっぱり健全化判断比率はワークシートに入力することによってやると思うんですよ。ただ、そのワークシートに入力する資料とかなんとかを、ペーパーで出した場合はもう膨大な数が必要というか、ファイル数冊分になると思うんですよ。その監査委員の審査においても、決算審査と並行して、一日ですね、それだけのものを審査するには、やはりこれ行政内部の内部統制がしっかりしていることは大前提だと思うんですよ。これだけある程度改善されていれば、詳細に審査をする必要はないでしょうけれども、それだけのものを一日で審査するということは、やっぱり内部統制がしっかりしていなければ、監査の信頼性を担保することはできないわけですから、その点を含めて内部統制がしっかりしてもらいたいと思います。やはりそういった後、下回っているだけじゃなくて、やはり公表というか、内訳の公表はやっぱり必要、大事だと思います。夕張破綻が財政健全化法の、そのためになったという、夕張破綻をちょっと検証してみたら、もう夕張破綻は桁違いというか、実質赤字額257億円が10年以上も審査監査委員が、また議会がチェックできなかったなんていうのは考えられないことであって、当然、チェックできるし、見逃してきたと思うんですよ。それがやはり監査機能、議会のチェック機能が機能しなかったというか、それは夕張の場合は特別だとは思いますが、調べてみると本当に桁違い、その辺はやはり監査体制というか、議会のチェック機能について大変重要だと思うんですけども、この辺に関しては、やはり下回っていますという監査委員の意見もありますけれども、それだけじゃなくて、じゃどの程度が下回っていれば安心なのか、銚子市においても、財政危機が表面化してきた中で、また議会の答弁においても、実質公債費比率においては県内下から4番目。将来負担比率は

千葉市を除いて最下位。それでもかなり大幅に下回っています。広報においても下回っています。やっぱり市民は広報を見れば下回っています。といたら安全だという解釈というか、それができるわけですから、やはり、じゃあどの程度、25%だから、10%なら完全に健全なのか。その辺はやはりちょっと難しいところだと思うんですけども、やはり内容というか、詳細な内訳を公表することとともに、やはり議会の責任はかなり重くなったわけですから、その内訳というか、その内容をチェックしていかなければいけないと思います。これは議会の問題ですけども、その辺を含めて、やはり財政危機が表面化して、下回っていますから、安全ですと言っていたのが突然財政危機にというのが発表になるとやはり市民というか、住民の不安というか、不信もあると思います。やはりその辺を含めて議会の責任としてやっぱり内容をチェックしていく。東庄町においても平成19年度決算から、大幅に改善されてはいるんですけども、やはり判断比率は標準財政規模を分母としていて、標準財政規模が上がると、当然、数値は下がります。それとあと基準財政需要額算入額がかなりふえているわけです。基準財政需要額算入額によって、大きい分母と分子から、同じ額を引くと、当然それだけでも改善される余地はあると思うんですよ。標準財政規模にしたって、人口減があれば当然税収は減ります。すると地方交付税も人口を基準としている以上、それも減ります。そうすると標準財政規模が下がっていくというか、下がっていく可能性がある。そうすると、それだけでも基準値は上がる可能性もあります。

東庄町においてもかなり大幅に改善されているのはわかりますよ。地方債というか、元利償還金、確かにある程度は減っていますが、基準財政需要額算入額がふえている分で改善されている部分もあると思うんですね。その点を含めて、やはり詳細な分析、検証が必要だと思いますけど、これは議会の問題でもあります。その辺は内訳と公表を含めて財政当局にお願いしたいと思います。

それと健全化判断比率の会計の概念について確認しておきますけれども、健全化判断比率においては、会計は一般会計、特別会計とか、普通会計じゃなくて一般会計等だと思うんですけども、その辺はもう会計の概念について、ちょっと財政当局に確認しておきます。

それとあと小学校統合計画ですけど、やはりこの住民説明会というか、説明を聞いていても、やはり歩道設置の件を含めて、笹川小学校ありきだとも言えると思

ます。これは財源が違ふとかなんとかいうかもしれませんけれども、やはり5年後、6年後に統合するところには、それだけのことはやらないと思いますけど。それとあと、その部分の説明を含めて、説明は全然不十分というか、説明していないと思います。財政負担をその根拠としていて、じゃあどのぐらいかかるのか。新しく新築した場合はどのぐらいかかるか。その説明をしないで、財政負担を根拠とする理由が全然わかりません。それと必要最小限とはいえ、やはり改修が全然というわけにはいかないでしょうし、必要最小限に関しても、これは当然、議論の余地があります。全然やらなくても、どこまでが必要最小限なのか。やはり子供たちの教育環境ですから、それなりのものをとという部分もあるし、やはりその辺は全て、総合的、総合的に、通学距離、財政負担額、必要最小限でやった場合はそれぐらいです、新しく建てた場合はこれぐらいですというふうに。通学距離は、スクールバスは、通学条件はこうしますとか、それをしないで住民に説明したって、判断が住民は、何を基準にして判断していいのかわからないと思います。当然、町のことで、全て検討していると思うんですけども、それを住民に説明して、もちろん計画を理解してもらうのが必要ですね。ただ、笹川小学校の位置に統合します。計画を立てて、それだけということはある得ないと思うんですけども、その辺を含めて、やっぱり丁寧に住民に説明して理解を求めていくことが必要じゃないんですか。それによって住民は判断できるわけだし、じゃあそれだけの財政負担があるんだったら、そこまでやらなくていいじゃないか、いや町の子供たちの教育のことだから、これだけかけてもいいんじゃないかという部分は当然あると思うんですけども、その判断さえできないわけであって、通学距離にしても、じゃあここはこうしたほうがいいのか、その根拠を示してもらわないと判断はできないと思います。

当然、それは全てやっているんでしょうけど、やっていて、それを聞かれて発表しないのだったら、これは説明責任を果たしていません。やっぱり住民に十分に情報は開示して、説明責任は果たしていくべきだと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

2回目の質問ということで、総務課から3点、お答えさせていただきます。

まず1点目、さまざまな知恵のチェック体制ということでございます。ご指摘の

とおり、行政内部の統制をしっかりといたしまして、資料については万全を期するという、そういうチェック体制を築いていきたいというように思っております。

2点目でございます。下回っているだけという表現ではなく、どのぐらい下回っている、そういうような公表の仕方も検討してはというようなことでございます。その、どのように下回ったというのは、数字上は出ますので、その辺のことから、前年、何年間の経緯とかも含めまして、どのような形で、いい形で公表するように検討していきます。

次に3点目、判断比率についての一般会計かその他の会計かということですが、実質赤字比率につきましては、一般会計のみ、連結につきましては、一般と特会と企業会計等が含まれておりまして、それぞれ一般会計のみの数値もございまして、特会と企業会計を含むというような数値のあらわし方で、ある程度含んでいるというような形で今後は考えます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

議員のご質問、2点と思いますが、お答えを申し上げます。

その前に、笹川小学校の歩道の設置につきましては、あくまでもまちづくり課のほうで、現在の笹川小学校の児童の交通安全を考えてということの実施でありまして、この小学校統廃合計画とはリンクしてございません。ご理解をいただければと存じます。

まず、笹川小学校に決めた経緯等は、詳しくは申し上げませんが、いろいろ諸条件から考察をいたしまして、総合的な判断として笹川小学校でということ提示させていただいたものでございます。

次に2点目、試算の関係でございます。これについては、先ほど答弁の中で申し上げましたが、ある程度、統合の方向が決まっていりませんと、またその先々、どういうものが必要かということがある程度具体的になってまいりませんと試算はできません。そういうことから、しかるべき時期に予算についてはお示しをさせていただくということでこういうことにさせていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

7番、城ノ内一男君。

7番（城ノ内一男君）

まず、会計の概念についてなんだけど、やはり健全化判断比率の議会の報告に対しても、普通会計のとか、一般会計のとか、広報でも普通会計が負担するとかいっています。やっぱり財政健全化法においては、一般会計等、これは健全化法において、法に規定されていると思うんですよ。その辺はどうなんですか。やっぱり法律で規定されているのは、確かに普通会計、一般会計等、同じですけども、やはり財政健全化法で法的に定義されているものであったら、やはり一般会計等の標準財政規模に対する比率であって、それと広報でも、普通会計が負担する、元利償還金だとか、そういう表現をしていますけど、そうすると公債費比率との兼ね合いで、いや、それは公債費比率ではないかなという誤解を招きますし、やはりこの点に関しても法律で規定されている以上、やはり一般会計等の標準財政規模に対する比率であって、やはりその辺も標準財政規模に対する比率と1年間で負担する比率という、意味合いは微妙に、微妙にというか、違ってくるとは思いますが、その辺はちょっと財政当局の見解を。法律で規定されている以上は、やっぱりそのようにすべきかと。

それとあと小学校の統廃合については、笹川小学校ありき、やはりそれがなければ、工事はやらないと思いますが、答弁はいいですけども、それとやはり財政負担でもやっぱり数字を含めて、説明しなければ住民は判断できません。それで説明会を開いても、じゃあ財政負担はどうですかとって答えられると思いますか。何のために、意見を聞くといっても、じゃあどこを基準にして意見を言っているのか。それはわかりません。やはりでも、当然、全て検討したのを出していると思います。出していなければ、怠慢です。それを説明しないんだったら、説明責任を果たしていません。これはそう思います。これだけの問題ですから、やはり説明責任はしっかり果たしてもらいたいと思います。それがなければ住民は判断しようがありません。

それとあと、将来を託す町の子供たちの教育環境ですから、必要最小限、大々的に、この程度でいいじゃないかではなくて、ほかにある程度のものやってもいいじゃないかという意見も当然あるわけですから、じゃあ新設した場合はどうなって

いくのかを示してもらわないと、判断がしようがありません。

それとあと、後々、こういうものが出て、変わるとか、それはそれでいいと思うんですよ。こういうことだからこのように変わりますと。やはり全て説明して、理解を求めていくことが一番大事だと思います。

子供たちの将来のことですから、やはりある程度の負担はしてもいいんじゃないかという意見は当然あると思います。それと学校施設の老朽化を考えたときに、やはり20年、30年後には新設しなければいけないわけであって、そのときにじゃあどうだといったら、やはり負担の先送りにもなりかねないと思います。負担と判断も、じゃあ将来的に人口減、税収も少なくなる。地方交付税も少なくなる。その時点でやるのか、今やるのか、この判断は、根拠を示してもらわないと判断できません。これは説明責任を十分に果たしてもらいたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

9月に皆様にお示ししました健全化判断比率ということでございます。そのものにつきましては、一般会計を対象するものと、連結するものがございます。4表、四つの指標がございしますが、実質赤字比率につきましては、一般会計のみ、連結実質赤字比率というのはございます。それにつきましては、一般会計と特会と企業会計が入るようになっております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する元利償還金ということでございます。そのような形になっておりまして、規定どおりの数値を算出したところであります。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

それでは、以上で城ノ内一男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時36分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

それでは本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、平成27年度予算編成について伺います。

去る10月14日、私は公明党議員として岩田町長に平成27年度予算編成に関する要望書を提出させていただきました。町民の代弁者としての私からの要望が、来年度、予算化されることを期待して質問させていただきます。

国政は、ここに来て衆議院解散、総選挙という予定外の状況になりました。また、来月、12月21日には我が町も町長選挙が予定されています。岩田町長におかれましては、早々に出馬表明をされておられますが、まずは現在、5期20年、確実に岩田町政を築いてこられたことに敬意を表したいと存じます。

町議会議員としても、4期16年、トータル36年、町政に携わってこられ、誰よりも東庄町のことを考え、生きてこられたのではないかと私は理解させていただいております。

さらに来年は町制60周年という節目を迎える東庄町です。今、なすべき課題、また中長期的な課題、住民のニーズに沿った新規事業や事業の合理化、あるいは拡大には大変苦慮されていると思います。平成26年度の当初予算一般会計の予算総額は47億2,500万円でありましたが、平成27年度の当初予算総額は前年度並みなのか、また予算規模を縮小するのか、おおよそで結構ですのでお示しいたきたいと存じます。

健全財政を自負する我が町ですが、町民誰もが東庄町に住んでよかったと実感していただくことが重要かと考えます。岩田町長は常々、全ては町民のためにとおっしゃられています。この言葉のとおり、今住んでいる方が東庄町民でよかったと感じられ、将来を担う子供たちも、進学等で一旦は外に出ても、またここに帰って来てくれる。理想としては、ほかの地域からも我が町に入ってきてくれるような、そんな町になれば本当にうれしいです。

町の将来像をどのように考えているのか、また中・長期プランのうち、今やるべき施策として、平成27年度予算に反映する事業があれば具体的にお聞かせくださ

い。

我が町の財政状況の現状と来年度予算編成方針について、町長に答弁を求めます。

次に、魅力あるまちづくりについて質問いたします。

日本の総人口は2008年の約1億2,800万人をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、合計特殊出生率がこのまま1.4前後の水準で推移すると、2060年には現在の3分の2の約8,700万人まで減少するとされています。市町村単位で見ると、人口減少の影響はより鮮明になります。民間研究期間、日本創成会議の増田寛也座長らは、大都市圏への人口移動が続くと仮定した場合、2040年までに自治体全体の約半数に当たる896自治体で20歳から39歳の若年女性人口が5割以上減り、人口回復が困難になると予測しています。

さらに人口1万人を割り込むと見られる523自治体は、医療保険や介護保険などの社会保障の維持が困難で、雇用の確保も難しいことから、消滅のおそれがあると警鐘を鳴らしています。少子高齢化と人口減少に、晩婚や非婚の傾向が重なり、家族の形態に重大な変化をもたらしていることにも留意しなければなりません。人口減少については、誰もが危惧しています。これまでの一般質問にも上がり、町としては職員による対策プロジェクトチームを立ち上げたと同っておりますが、現在の活動状況を伺います。

また、町では3年前から「まちづくり会議」と銘打ち、町長のもと、行政協力員、いわゆる区長さんを招集して、町に対する意見、要望を伺う場として、年3回開催していると認識しております。区長の皆様のお仕事に対しては、本当にご苦勞をおかけしていることは十分に理解しております。会議ではどのような意見が出されているのでしょうか。区長さんは地域の身近な問題を要望されることがほとんどではありませんか。私は広くまちづくりというのであれば、ぜひ女性や若者の声を聞く場を設けるべきだと考えますが、そのような形の会議を開催するお考えはありますか。

2番目の質問事項であります。魅力あるまちづくりについて。

一つ目に、町職員による人口減少対策プロジェクトチームの活動状況を伺い、2番目に現在のまちづくり会議の現状と女性、若者のまちづくり会議の開催について、町としての見解をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

山崎議員の質問につきましては、私からは、質問事項1、平成27年度予算編成についての財政状況の現状についてと、質問事項2、魅力あるまちづくりについてお答えいたします。

当町の財政状況の現状につきましては、決算状況につきましてご説明いたします。

平成24年度、歳入総額が53億4,530万8,000円。歳出総額が47億3,160万6,000円。差引額が6億1,370万2,000円。平成25年度が、歳入総額53億2,383万5,000円。歳出総額46億7,584万1,000円。差引額6億4,799万4,000円。歳入歳出差引額は、平成25年度は平成24年度決算より増加しており、町債残高、元金分ですが、2億9,214万7,000円の減で、40億387万1,000円。

一方、財政調整基金は1億88万7,000円増で、12億298万4,000円の残高となっております。長期的な動向としましては、財政調整基金は平成20年度から毎年新規積立てを行っており、また地方債残高は新規借入の抑制により、平成22年度をピークに毎年減少となっております。

決算額の増減は年度によりありますが、これらのことにより、当町においては健全財政を維持できていると思われます。

来年度予算規模についてのご質問ですが、現在編成作業中でありますので、総論的内容でのお答えとなってしまいますますが、ご了承願いたいと思います。

比較減となる事業としましては、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時福祉給付金は、平成27年度はありませんので、7,500万円ほどの事業がなくなります。比較増となる事業ですが、平成27年度は町制施行60周年に当たる節目の年度であることにより、新規予算計上になると思われます。

そのほか社会保障費関係の経費も増額が見込まれまますが、予算全体としての把握は未だ行える状況ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

とは申しましても、先ほど申し上げましたとおり、平成27年度は町制施行60周年記念の年でありますので、実施事業の取舍選択、優先順位の見極めにより、め

り張りのある予算編成を行いたいと考えております。

次に、質問事項2、魅力あるまちづくりについてでございます。全国的な人口減少を迎える中、本町においても断続的に人口が減少しており、その要因分析を行うとともに、対応策を検討するため、役場職員による「まちづくり検討会」を設置いたしました。構成員は子育て中の30代、40代の男女5人でございます。今までに8月、10月と隔月に開催し、現在生じている問題及び今後必要となる施策等の検討を行っております。今後、会議の概要をまとめる予定でございます。

その概要については、実現可能な事業等について、関係課において今後調整・検討をしていきたいと考えております。

次に、区長さんが構成員となるまちづくり会議についてですが、まちづくり会議は、平成24年に設置し、年3回、開催しております。各地域における重要課題等について、提言等を行っていただいております。昨年度につきましては、産業廃棄物施設進出に対する対応などを行い、成果を出しているところでございます。そのほか消防団の問題や、地域の道路・水路整備からごみの問題、高齢者の見守りや公園管理等々、さまざまな意見提言が出ています。今後も身近な問題を一番把握している行政協力員、区長さんの提言を行う場は必要かと考えているところでございます。

また、質問の女性・若者のまちづくり会議、まちづくりの若者の意見を聞くような会議等でございます。現在抱えている人口減少問題を乗り越えるには、女性・若者の活躍を積極的に推進し、意見を聞く場を設けることが必要かと思いますが、会議というとなかなか人が集まらないという現象が起きてしまいます。会議という形にとらわれずに、女性・若者の意見を聞く方法もあると思いますので、女性・若者の意見の集約という形で、今後、検討課題としていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、私のほうの質問ということでありますので、お答えを申し上げます。

来年度予算の編成につきましては、11月4日、各課に通知しておりました、その編成方針、大枠としての考えを述べさせていただきます。

まず1点目、第5次東庄町総合計画・重点プランの推進に全力で取り組むこと。2点目として、新規事業については、優先順位の厳格な選択を行うとともに、特定財源の有無を確認すること。3点目は、国・県の予算情報の収集に努めること。今後、衆議院選挙の結果によっては、施策の新たな展開にも注意を払う必要があります。4点目は、歳入面の町税収入の確保、それから徴収率の向上などについて通知をしているところでございます。

次に、町の将来像をどのように考えているかということでご質問ですが、財政面においては、先ほど総務課長の答弁にもありましたように、当町の財政は健全な状況にあると考えております。これは以前から申し上げているように、近隣市町村に先立ち、課の統廃合や職員数の削減などに取り組み、また議会の皆様方のご理解により、議員定数の削減の結果が現在の健全財政につながっていると考えております。

このような中で、町としてどのような施策を展開していかなければならないのかということでございますけれども、健全財政とはいえ、限りある予算の中で、住民福祉の向上のために最も有効な施策を行わなければならないわけでありまして、特に重点を置く事業といたしまして、子育ての支援事業、安全安心なまちづくり事業、これについては町行政の中で優先すべき事業であり、継続して実施をしていく事業と考えております。

また、地方創生関連2法の成立を受けて、町の将来人口推計や総合的な施策も検討してまいりたい、このように考えているところであります。

なお、衆議院の解散総選挙後は、新たな動きが見られることも考えられます。町としても国・県の動向にも注目しつつ、引き続き住民サービスの向上と最大限の事業効果を得られるよう、努めたいと考えております。

町制施行60周年の年ということでもありますけれども、それにあわせて将来的にも展開ができる施策の第一歩を踏み出してまいりたい、このように考えているところであります。

以上であります。

議論（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。健全財政は常々何度もお聞きしておりますので、その点

に関しては執行部も一生懸命努力してくださっていると思いますが、来年度、町制60周年ということで、どういう形になるかわかりませんが、何かイベントというのではなくて、やっぱりとにかくこういう事業で生かしていただけたらと思います。今回の議会にも、18歳までの医療費の助成が議案として出されております。それも60周年の一環かなということも一つお聞きしましたけれども、うちの町は、とにかく町長におかれましては、子供の医療費の助成も、県下でも早い時期に助成の幅を広げました。今回、各ほかの市町で18歳までの医療費の助成がほぼこと私も見受けられて、ああうちの町もやらなければと思った矢先に、多分やるということですので、町長は今までも率先してやってきましたので、さらにやっぱり子育て支援に関しては、もっと大胆な施策もやっていただけたらと思います。

先般、この間も保育園のことにに関して、町長にちょっと要望というか、お願いに行きましたけれども、きょうの行政報告を見ても、町の保育園は定員割れしているところが2カ所あります。それにもかかわらず、ゼロ歳児は待機が出ています。表面上には待機という形で出ておりません。けれども、事前に門前払いではないですけど、受けられないという状況がありました。それも一つですし、あと保育料の面にしても、大胆に、3人目は無料にするとか、大きな施策をして、やっぱり子育て世帯にアピールしていくことが大事だと思いますので、ぜひ来年度の予算に反映できればと思います。

あと、まちづくり会議のほうなんですけれども、人口対策検証プロジェクトチーム、名前は先ほどまちづくり検討会という質素な名前に思えました。若い人たちがこんなものしかないのかなというのも思いました。近くで言えば、銚子市は25年1月から立ち上げておまして、1年間をめぐりに一つずつ政策提言をしていくとか、そういう形でやっているそうです。頻度としても、月2回ぐらい開催しながら、いろいろな新しい施策を提言しているそうです。メンバーとしては10人ぐらい若いメンバーがいます。銚子と比べてどうこうじゃないんですけれども、やっぱり今、みんな必死に人口減に対しては予算はないんですけれども、何か新しいものをやらなければいけないというのがありますので、割とうちの町は、立ち上げて名前はばかりでそんなに会議も、あんまり行わないで消滅しているということもあるのではないかと思いますので、ちゃんと1年とか2年をめぐりにして、きちんと町に提言できるようなものを形として残すべきであるし、そういう形にしなければいけないと思

いますので、よろしく申し上げます。

それから、まちづくり会議、区長さんの要望というのはいろいろお聞きしていると、それもとても大事なことですし、町長の耳にいち早く届けたいという思いがあるので、それはそれでいいのかもしれませんが、本当の広い意味でまちづくり会議というのであれば、先ほど言いましたように、各地でも若者のメンバーとか女性のメンバーでやっているところもいっぱいあります。各団体から選ぶという方法と、一般公募で、課長は人が集まらないと、やる前から人が集まらないと心配しておりますけど、集める手段をちゃんとしないで集まらないというのではいけないと思います。うちの町だって、若い人がいっぱいいますし、女性の力もいっぱいありますので、それを引き上げる場がなければ、発言の場もありません。議員も皆さんの声を集めるという使命はありますけれども、やっぱり個々に、一人一人の意見を全部町に届けることはできませんので、会議と言っても、机に向かって座っている会議じゃなくて、そういう場を設けて、意見交換をする場、ましてそこからまた町長に届けるという、そういう場も設けるのが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

ぜひ来年度は町制60周年を交えて、大胆な施策で町民が元気になれるような施策をお願いしたいと思います。

課長に答弁があればよろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私の方からはプロジェクトチームの関係ですけれども、10人とか、人数的に検討しましたけれども、余り多くてもまとまらない可能性があるということで、5人にした経緯がございます。そのプロジェクトチームにつきましては、近隣の状況が結構いろいろ口コミ等、いろいろな情報で知っておりまして、東庄町について何かをやらなければいけないということの発想から、何かをやるには予算が伴うわけで、どれだけ持続性のある予算を組めるかというようなことも加味しまして、提言が出てくるものと思っております。

それについて、各課で検討、あるいは町長、副町長、町執行部で検討して、実施できるものはしたいということで考えているところでございます。

60周年事業につきましては、ハード事業がそれほどないかなと思っておりますので、プロジェクトチームの子育て世代の関係の子育て支援のソフト事業に向ければ、向けられたらいいなというように私個人的に思っているところでもございます。

あと、まちづくり会議でございます。大変失礼な答弁をしてしまったと思っておりますが、最初から集まらないというような答弁をしてしまいましたが、議員さんのおっしゃるとおりでございます。何かいろいろな形の意見を聞くところの状況等を考慮して、皆さんの意見を吸い上げるように努力してまいりたいというように思っております。

以上です。

議論（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

まちづくり会議の方は提言が出てくるということで、楽しみにして、それができるかどうかわかりません。検討していきたいと思っております。

まちづくり会議のほうも、女性の登用率っていろいろな部分で女性の登用率が少ない等と言っていますけど、やっぱりやっていかないとできません。それはまちづくり会議はそういう場ではないですけれども、もっともっと女性の声を聞くべきだと思います。

先ほども申しましたけれども、ゼロ歳児が預けられないということは、今、結婚して共働きで子育てをしている人が大半です。もう最初からそこでつまずいたら、うちの町に住んでくれなくなります。安心して子育てができるような体制を一日も早く確立していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、質問に入ります。

自治体選挙に衆議院議員選挙が加わり、ますます忙しい師走が近づいてまいりました。自民党圧勝で終わりたいと私個人としては思うものであります。

先般、民間組織、日本創成会議が人口減少に関する予測を発表しました。これ、山崎議員と大分かぶりますので、多少省略させていただく部分もございますが、2040年には523の自治体で人口1万人未満となり、消滅の危機に直面するという自治体はかなり、300ぐらいあるんじゃないかという話がうわさされておるところでございます。現在の若い世代の多くが雇用や社会保障の面で大きな不利益をこうむり、生活の基盤が弱く、それが一般晩婚化や未婚化となっている。我が東庄町も人口1万9,000人台から徐々に減り出し、現在では1万5,000人台に減少しているところであります。

一般財源である地方交付金もまた城之内議員が言いましたように、人口一人当たりには交付されるものであります。町政の運営はますます激しさを、厳しさを増すものと思います。執行部の努力によりまして、健全財政を滞りなく進んでいるところでございますが、富津市も一時は不交付団体でありました。それが今や銚子に次いでワースト2に陥って、10年後には28億円の赤字が出るそうで、完全に赤字再建団体に陥ると。不動産の大きな会社が撤退し、動産、固定資産税がずっと入らないというのが実情のようでございます。

そこで質問事項の1として、我が町の人口対策、質問1、要旨1、人口減少対策について、今後、どのように施策展開していくのか、現状を踏まえて、その見解をお聞きしたいと思います。

第2に、高齢化対策について、今後どのような施策を展開していくのか、現状とあわせてお伺いしたいと思います。

要旨3、人口とかぶりますけれども、少子化対策について現状と今後どのような施策を展開していくのか、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

それから、9月にも特定健診で質問させていただきましたが、今回、再び集団検診について質問させていただきます。

健康長寿で人生を楽しく過ごしたいと願うところです。今回は質問事項2、予防衛生について。質問要旨、各種集団検診の受診者数の推移と陽性率と今後の展開について。

質問3、我が町に主な農産物、水稻、ハウス栽培や露地栽培のホワイトボール、そしてこの14日、町長がおっしゃいました、畜産会の全国大会で農林水産大臣賞に輝いたSPF豚の東の匠があります。一方で、稲作のように農機具代を引くと採

算の合わない作物も多くあります。また、最近では、無駄の出ない農産物の六次産業化が話題になっております。そこで質問事項3、産業の振興とまちづくりについて。質問要旨、具体的な今後の展開策を伺うものであります。

なお、2回目からは自席で質問させていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

鈴木議員の人口対策の質問にお答えいたします。

現在生じている人口減少には、自然減・社会減の二つの側面が考えられます。自然減につきましては、出生率の低下、また晩婚化などによるものが考えられます。また、社会減につきましては、就職・就学場がないという理由で転出者が増加している傾向でございます。将来的にも同じことが予想されるところでございます。

人口の急減や高齢化の現状を認識し、今後の国、県の制度等を活用するとともに、他の市町村の先進事例等を参考に効果的な施策を検討していきたいと思っております。

また、事業の展開については、11月21日に成立いたしました「まち・ひと・しごと創生法」は、まさしく人口対策に対応した法律でございます。「まち・ひと・しごと創生法」第1条は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏での人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための施策を実施すると規定しております。今後は、この「まち・ひと・しごと創生法」の目的にのっとり、人口対策に取り組んでまいりたいと思っております。

人口減少対策、高齢化対策、少子化対策、具体的な対策については、これから議員の皆様方とよくお話をさせていただいて、いろいろなご意見をお聞きしまして、これから決めていきたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは質問事項の2番目、予防衛生についてお答えいたします。

初めに、質問要旨の一番目、各種集団検診の受診者数推移と陽性率についてですが、モデル事業で実施している胃がん、子宮がん、乳がんにつきましては、6月議会でも一般質問で答弁しておりますので、モデル事業以外の肺がん、大腸がん、前立腺がんについて、5年間の推移をお答えいたします。

まず、肺がん検診ですが、受診者数は平成21年度が2,417人で、平成25年度は2,222人と年々減少しております。要因としては、平成23年度から検診時に問診を始めたことにより、医療機関で受診している方は重複受診になるので、町の検診を受診しなくなったことによるものでございます。また、精密検査該当者は平成21年度が35人で、平成25年度は74人と増加傾向にあります。そのうちがん発見者数は平成21年度が1人、平成22年度が3人、平成23年度は0人でしたが、平成24年度が4人、平成25年度は1人となっております。

続いて、大腸がん検診ですが、受診者数は平成21年度が628人で平成25年度が947人と年々増加しております。要因としましては、平成23年度から5歳刻みの方に個別通知して、受診勧奨を実施していることによるものでございます。また、精密検査該当者数は、平成21年度が46人でしたが、平成23年度は受診者数の増加に伴い、109人と大幅に増加、その後も100人を超えております。その反面、がん発見者数は平成21、22年度が1人、平成23、24年度が2人で、平成25年度はゼロでした。

次に、前立腺がん検診ですが、受診者数は平成21年度が683人で、平成25年度が725人と徐々に増えております。また、精密検査該当者数は平成21年度が32人、平成25年度が31人で、毎年30人前後で推移しています。そのうちがん発見者数は平成22年度が8人と多かった以外は、2人から4人となっております。

続きまして、質問要旨の2番目、施策の今後の展開についてお答えいたします。

6月議会の一般質問でもお答えしておりますので、要点をご説明させていただきます。

まず、平成24年度から実施しておりますモデル事業が本年度で終了いたしますが、5歳刻みの検診を実施しておりますので、あと2年間は町単独事業として実施してまいります。

受診率の向上に伴い、重症化が減っている半面、検診を受けていない方の死亡が

増加しておりますので、未受診者を減らすため、個人への受診勧奨をさらに推進してまいります。今後も平成25年9月に制定いたしました東庄町がん対策推進条例に基づき、がんの予防及び早期発見を推進するため、町民にがんに対する知識の普及・啓発に努め、がん検診受診率の向上を図るとともに、町民の健康維持・増進により一層努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それでは、質問事項3番目の産業の振興とまちづくりについてお答えいたします。

東庄町の基幹産業は農業ということで、水稻を初め、こかぶ、いちご、豚肉などの農産物を町を代表する特産品として町内外にPRしてきているところでございます。

今後の展開といたしましては、今まで以上に特産品のPRを重ねるとともに、6次産業化事業の推進としまして、生産者自体が生産・加工・販売を行う事業、また加工・販売を行う事業者の支援を実施し、あわせて販路の拡大に努めていきたいと考えております。

具体的な取り組みとしましては、水稻では米消費拡大の一環として、うるち米やもち米、また米粉を使った加工品の製造・販売の支援、野菜や豚肉につきましては、地元飲食店で、地元の具材を使った料理の提供の促進、いちごについては、観光いちご狩りにより観光客の誘致を進め、お土産品として、生のいちごだけでなく加工品を加え、販売期間をより長くし、増収につなげていきたいと考えております。

なお、米・こかぶ・いちご・豚肉以外の農産物人参・ねぎ・みつば・レタス・花き等につきましても、町の特産品と位置づけましてPRしていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

人口対策のお話を伺います。

日本創成会議、これが出てから具体的な対策を立てる、どこかおくられているんじゃないですか、場当たりの問題で。日ごろから減ってきているのはわかっているんだから、当然、それは絶えず執行部の中でもそれは議論すべきだと思うんですよ。今、山崎議員が質問して、若者プロジェクト、あるいはいろいろな協議の中で、若者同士がそういうプロジェクトチームを立ち上げたというのはやっぱりすばらしい、これはもちろん執行部の努力もあったことではと思いますが、それが執行部内でどんどん議論されて、創成会議に出てくるような、こんな事態を待っていたんじゃない、どうしようもない一体。町政の改革ができますか。本当に、そういうことを考えてやっていかなければ、この町自体が保守的で、何度も言うように、現状を変えようとしなくてどっぷり浸かっているというか、無減心考えられないですよ、個人的な私見なんだけれども、これは。

やはり当然、変人かよそ者扱い。そうじゃなくて、やっぱりみんなで話して、議論し合って、あるべき姿、あるべき方向性というのをしっかり導き出していただかないと、町のいくすえが心配。今、健全財政だからといって、そういうことを常々考えていくことですよ。

私も議員になる前より行革会議、公募による行革会議の委員会のメンバーでした。いろいろな問題、意見も聞きました。ここにもその当事者、一緒に行った仲間がいます。金島課長、わかっているんでしょう、そういうことは十分。それでいつか、このいわゆる監査委員の、平山先輩が質問しました。行革委員会は中止ですかと、今でも残っていますよと。だけど、そこでの解答を聞きましたよ。議事録をちゃんと読んでみてくださいよ。そういうところからして、ふだんから先を見越して、やっぱり議論していくべきだと思います。

また、そういうことで、ぜひ、町長におかれては全国町村会の副会長のところ、いろいろな創成会議に提言していると思うんですよ、いろいろな場で。ですから、全国町村会あるいは町長の立場から見た東庄町の現状と、あるべき姿、方向性をぜひここで伺いしたいと思います。

まず、最初に、山崎議員のお話がありましたよね。質問がありましたよね。多少かぶるところがあるかと思いますが。

それから2番目に集団検診、努力されて、それでこのように良い結果が出ていると思うんですね。やっぱり健康長寿で、生きがいを持って楽しく、町民の皆さんに

生きて続けていただきたいと、そういうところですね。それで胃がんなどは検診とやはりピロリ菌の検査が無料化されたということもあって、胃がんはピロリ菌のせいだと言われているので、そういうこともありまして、それから、これから男性の前立腺がんはがんのトップに躍り出ていくのではないかなということが取り沙汰されております。現在無料の分は、これ、年1回じゃなくて、2回ぐらいにしていくと。そうすれば、大体、前立腺がんをやるとリンパ管からも転移して行って、大体腰痠になるんですよ。ですから、そういうふうになると、結局、高額医療費かかるまでにいきます。そういうことで医療的経費の対策ということも考えて、そういうことも、半年ごとに検査を受けられる人は自分から受診されると、そういうふうな啓蒙普及ということですね。ぜひお願いしたいです。そういうようなところ、課長、どうですか。

それから最後に、まちづくりでいろいろなことを9月に聞いて、まったくどこどあんなことまで聞くのかと言われそうですけれども、私は潜在企業がまだまだたくさんあると思うんですよ。前回議論の作物の中でも。そこで、やっぱりいいものはたくさんあると思っても、地元人は地元にとっぷり浸かっているから良さが見出せない。やっぱり地元の人だけじゃなくて、外部から、離島だとか過疎地だったら、昔の海外青年協力隊みたいな、今でいうJICA、その中心だった、今の町おこし協力隊か、何というのか、財政指数だとかあんまりこだわらないで、意外と緩やかに集落専門員というのがあるんですよ。集落専門員。これは皆さん、興味があったら見てもらいたいと思うんですね。集落支援制度、それからこれもそうかな、外部専門家アドバイザー、これは町長が、これは町村会のほうでもっているいろいろと話していきましょうが、上のほうでは。ですから、これなんぼでもやっているんですよ。こういうものは、年間350万から400万で、こちらが頼めば向こうは来てくれるんですよ。こちらがちゃんと計画を練れば。三、四人来てくれる。これはもちろん、外部専門家の活動のネットワークがありまして、小樽市役所で、これがあんまり成績優秀だったので、総務省に引っぱられて、それから農林水産省に移って、今、農村伝導士なんて言っているんだけど、こういう人をどんどん招へいして、これは自治体の金は一切かかりませんよ。交通費も何も出してくれます。そういうことも踏まえて、ぜひ潜在需要のある農作物をぜひ特産品に育てていきたいと。期待にかなうと思います。

それから、まだまだ地域づくり協議会、これに入れば、事業が認可が必ず約束され、経費も向こう持ちで講師を派遣してくれるんですよ。ですから、ここにいらっしゃる役場執行部の皆さん及び議員の皆さんが普及してくれば、必ず来てくれるし。そういうところが、やっぱり従来の習慣だとか慣例に倣ってやっているんじゃなくて、新しい見方で、角度を変えた見方でどんどん進めていっていただきたいと考えるところであります。

いろいろとしゃべってしまったので、担当課長にはそういうようなところをもう一回、それができるのかできないのか、その辺のところをご回答いただいて、それから、全国町村会の提言の1をまとめる町長には、農業、農村、政策のあり方について、いろいろ論じられて、多分、中心的な存在でまとめられたと思うんですね。それを東庄町に置きかえて、どのようにこれを進めていったらいいのか。あるべき姿、今後の展開を、ひとつぜひお聞かせいただければありがたいと思います。

以上、質問を兼ねて第2回目を終わります。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

今、どのようなことで全国町村会は要望等を出しているんだということですが、実は人口減少は全国津々浦々、同じような状況が今、起こっております。県内でも、かつては人口規模というよりも、大都市圏に入る銚子市も含めて、特にこの東総圏は人口が減っております。要因はと、こう聞かれるんですが、その要因というのは、やはり都市一極集中ということで、千葉県は最も東京に近い場所にありますから、どちらかという就業の場を都会へ求めていくと。しかし、都会も人でいっぱいありますから、やがてはそれがどうなるということも今、国が懸念するところであります。

何でそのような現象が起きたかということ、やはり地方には働く場所が少ない。そういうことで、働ける場所があればどこでも増えてくるというような考え方ではないのかなと、一概にそう言わざるを得ないのですが、じゃあ都会から全ての人が就業の場を与えられて、ちゃんとした仕事につけるかということ、ご承知のとおり、都会でも今、パートであったり、正規の従業員というのは少なくなってきております。

いわゆるフリーターという仕事で、何でもやってやろうという形の仕事を。そうすると、土曜日も日曜日もなく働く。住まいも、寝るだけに住まいに帰ってくるわけでありますから、一間を借りて生活をするようなことになるということでございます。それが一極集中してきて、今、今後どうなるかということが一番懸念し、心配するのは東京都であります。東京都のベッドタウン多摩ニュータウンでは今、高齢者の集合体で先行きどうなるかということの不安を残したまま推移しているところであります。

この状況をどうやったら脱却できるかということでもありますけれども、国も今、はっきりとした打つ手がありません。そういうことで、国は総務省を中心に地方に来年あたりから職業を創生させるのではないかという話をしております。中央から見た地方ということで、中央でどのような形で就業を求めると、地元にはどのような産業が必要だということも含めて、基幹産業の農業だといえども、農業が機械化をされて、人の手よりも機械の手のほうが早い、そしてまた大規模経営ができるということになれば、人の手よりも機械を導入したほうがよほど作業が早いし、効率も高い、そういうことで、人の場所もなくなってしまうのではないかというぐらゐの状況になるわけであります。

じゃあ、山間部などの地域はどうかというと、やはり住みづらゐといえども、長い間、何百年と続いた、一つのところに定住した方がほとんどで、残されたのは高齢者だけで、若い人たちはやはり仕事を求めて都会へ出ていってしまう。もっと極端なことが今起きてゐるわけであります。

実は、この町は全国にも珍しい一つの産業を持っておりました。それは都会で学んだこと、修行したことを田舎へ持ってきて、田舎の多くの方たちに仕事を教えて、内職仕事でありましたけれども、どこの家に行ってもその仕事はできるということで、ご承知のとおり、袋物製品の加工でありました。これが軌道に乗ってゐれば、人はどこでも仕事ができるわけでありますから、そういう面では豊かな、そしてまた安定した家庭の収入が得られる。一軒の家の主婦といえども、家計費を賄えるぐらゐの稼ぎをしている。そしてまた、経験を持ち戻ってきたというのも、この町独自の一つの考え方というよりも、それをこの町に持ち帰った方たちは、やはりすばらしい考えを持ってゐたんだなという思いが今しております。

しかし、その産業も賃金の安い中国であるとか、東南アジアにその作業が取って

代わられると、やはり元の疲弊した形に戻ってしまったという今の現状ではないのかなというような気がいたします。

じゃあ、これからどうするかということになれば、やはりそういう状況下を私は脱却するための最大の努力をするのには、この町の養豚家の方たちが、S P F 豚で農林水産大臣賞をもらったというのは、一つの団結した結束力であります。自分たちでいいものをつくろうというこの心意気であります。それには経済性、それから同じような配合の飼料を使う、そして安定した肉を供給できる、みんなが最大限同じような形で努力された結果ではないのかなと、このように思います。

私は、先般のお話をしているときに、その方たちが最大、皆さんで守るべきことを守って、それでやはり質のいい、そしてどこに出しても付加価値の高いものをこれから生産していこうと。どこにでもあるものをつくったのでは、もう市場ではいいブランドとして見てくれないだろうということやってきたそうであります。それが全国の大会で認められて、農水水産大臣賞をもらい、来年はもう一度審査があって、最高の荣誉である天皇賞をもらえる、そこまで今、頑張っておられました。私はそういう人たちがいるというのは、ひとつ大きなこの町の手本になるだろうと思っています。ですから、都会に出ていけば何でも仕事があるというよりも、魅力ある仕事であって、それがやはり自分の思ったとおりの結果を出して、努力すれば結果が出る、そういうようなものを見つけてあげたいなという思いであります。

ですから、今後とも人口減少というのは簡単に食いとめることができませんけれども、せめてそういうものを若者に与えて、夢のある、将来に向かって頑張れる、やれば結果が出る、そういうものを何かインパクトとしてできればいいなという思いがいたします。

ひとつ、私はある人からいろいろな話を聞いている中に、こういうことがありました。若い女性と話をしている中で、ここに住もうと思っても、住める環境というものをきちんとつくってもらえないかと。要するに、簡単に借りられる、いわゆる建物があったり、住まいがあったり、戸建てがあったり、そういうものを検討していただければ、家族も仕事があれば、この町は基本穏やかでいい町なので住みたいと。しかしながら、これからは、やはり住まい、住居のことも含めて考えていただけないかなと。子育ての環境というのは、先ほどの病院にかかる、医療費、診療費の無料化というのももちろんありますけれども、家族がそろって住めるような、

そういうものが提供してもらえると、要件として、タイアップして、研究してもらえばいいのではないのかなと、そのようなことも言っておられました。

実は、建物を提供して成功した例があります。長野県にあるんですが、下條村です。夫婦が子育てをして、十分対応できる、そういう施策をとって、子供、それも人口をふやして、子育てをできるような環境をつくって。そういうようなことをして人口増を図った村です。これも全国のひな形になった例であります。ですから、今はこれというお答えができませんけれども、必ずそういうものが、このまちにふさわしいものが見つけられる、そういう思いであります。

私にとっても、やはり人口減は非常につらいところであります。少しでも、一人でも多くの方たちがこの町に住んで、町が与えられる行政サービスを受けていただいて、そしてまた地域のコミュニケーションが生まれて、そういうことがやはり理想でありますので、一人でも多くの方たちにそういう思いをしてもらえれば、将来的にも人口減は解消していけると、このように思います。

いろいろまとまらない話でありますけれども、一生懸命、今後とも努力をしてまいりたいと、このように思っております。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、先ほど鈴木議員さんから2回目の質問がありました。前立腺がんについてお答えいたします。

やはり食生活の変化、欧米化ということで、だいぶ前立腺がん罹患される方が増加しております。特に50歳以上の方の増加傾向が顕著であるということになっております。それに対して、町では前立腺がん検診につきましては、やはり50歳以上の男性の方を対象にしまして、PSA検査を実施しております。特にこれについては血液検査ということで、比較的検査しやすいということで、受診しやすいということになりますので、今後もPRというか、検診、受診のほうを積極的に進めさせていただきたいと考えております。

先ほど、検診の回数という言い方をしました。PSA検査の回数というお話ですが、国の方では50歳を過ぎましたら、年に1度は受診をしていただくというような推奨をされておりますので、その方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

鈴木議員のご質問の中で、総務省の関係の補助でいろいろな支援制度があるというお話でございました。鈴木議員からの情報を得まして、うちのほうでその制度等を見ております。利用できる制度がございましたら、どんどん利用していくような形を考えていきたいと思っています。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

行革会議のことについてちょっと。その当時担当だったのでよくわかるでしょう。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

当時、行革の担当をしておりまして、鈴木議員がその行革の検討会議のほうの委員をしていただいております。年代はちょっと忘れましてけれども、行革の委員会で提言書をまとめて町長に提言をしまして、成果を得ていたと思っております。そのまま行革委員がそのままの状況で残っているか否かにつきましては、私、当時の担当からちょっと入れかわっております。今、ここで申し上げることはできませんので、後で調べさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

さっきの質問で確認。石毛担当課長、その集落支援専門員の件と、あと外部専門家アドバイザー制度の件について、これはできるかできないのか。

議長（鎌形寿一君）

これ、3回目になっちゃいますよ。

10番（鈴木正昭君）

これは確認。1回質問したでしょうよ、できるのかと。

議長（鎌形寿一君）

先ほど、もう今の話で4回目になって……。

10番（鈴木正昭君）

答えがないから確認のために言ったんでしょう、俺は。

議長（鎌形寿一君）

鈴木さん、今のやつはもう3回目になっちゃいますから。先ほどと今の総務課長の答弁が2回目の質問の答弁ということで。

10番（鈴木正昭君）

石毛担当課長に聞いたでしょうよ、外部専門家アドバイザーもある、就学専門員のことがある。介入するのはどうかということをしっかり聞いておいて。だから、こんな3回目聞いた後、4回目の質問になって、しっかり聞いてください。

議長（鎌形寿一君）

ちょっと感情的にならないで。総務課長から答弁はあったと私は認めます。ですから、鈴木さんの今、聞いている……。

10番（鈴木正昭君）

答えていないから聞いているんですよ。

議長（鎌形寿一君）

私があったと認めたわけですから、これで質問は終わりにします。あとは終わってからじっくり話し合ってください。

以上で鈴木正昭君の一般質問を終わります。

次に、1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

1番、林俊之であります。ちょっと風邪を引いてしまいまして、お聞き苦しいかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

一般質問を始めます。

町制施行60周年記念事業についてお尋ねをいたします。

まず、記念事業の内容についてお聞きをいたします。広報やホームページ、町長のブログなどで紹介されているとおり、来年度は60周年を迎えることとなりました。長年、東庄町を含めた各自治体が地域活性化、少子高齢化など苦慮している中、

国は地方創生ということで新しい動きが始まろうとしています。

突然の衆議院解散ということで、足踏みを余儀なくされていますが、町としては一つの記念事業をうまく生かして、町独自の施策を行うべきだと思います。

近隣では、当年60周年を迎え、事業を開催した自治体もあります。当然のことながら、その結果を参考にして、よいものを生かすことが本町はできるわけであります。

また、他の自治体もそうですが、東庄町ではいろいろなイベントなどで結果を出しております。特に今月開催されましたふれあいまつりは、例年以上の多くのお客様にお越しをいただき、大盛況でした。回数を重ねても新しいものを取り入れていく姿勢など、多くのノウハウを持っているわけで、60周年の記念事業にぜひ生かしていただきたいと思います。

また、町長の行政報告でもありましたし、鈴木議員の一般質問の中での話もありましたが、昨日、東庄町の養豚農家で構成する東の匠SPF豚研究会が今年度の全国優良畜産経営者管理技術発表で最優秀の農林水産大臣賞と中央畜産会長賞を受賞し、町に対して受賞報告をしている姿が新聞で大きく報道されました。改めて知らしめるチャンスで、記念の年にうまく生かすべきであります。

このように、いろいろと事業化できることがあるはずであります。そこでお尋ねいたします。1年間の期間の中で、どのような事業を計画しているのかお聞きいたします。

次に、60周年記念事業の中で、新規事業についてお尋ね、提案をいたします。

二つの新規事業を申し上げます。

まず一つ目は、須賀山城址の今後についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり、2年前から民間の皆さんの力で城跡の再生が進められ、本年6月には800年の時空を超えて整備された城跡に町長初め、先輩議員、北総育成園の皆さん、また多くの町民の皆さんが入城することができました。関係した者として、大変うれしく、ありがたく思っております。

その後も育成園の皆さんが繰り返し繰り返し作業を続けていただいております、今日を迎えております。

記念事業の中で、町の協力をいただき、町民の皆様が集い、憩いの場所となるようなものを私たちも積極的に協力をいたしますので、ぜひお考えをいただきたいと

思います。

そこでお尋ねいたします。須賀山城址の今後について、町はどのように考えているかお聞きいたします。

二つ目は、郡上おどりの誘致について申し上げます。

東庄町と郡上市の関係については、前々からご紹介しておりますのでご存じのことと思います。郡上市は平成15年に合併して、ちょうど11年目になります。本来は其中で大和町が本町との関係が深いわけですが、歳月が過ぎて、郡上八幡にも東氏の子孫の方々が今たくさんいらっしゃいます。郡上おどりは郡上市の中で中心地であり、人口が一番多い郡上八幡で行われている踊りであります。数年前から郡上へ訪問するようになり、最初のころは同じ郡上市の中で郡上おどりは私から見れば東氏との関係もなく、世界に、全国的に有名な踊りが隣にあるぐらいの感覚でいました。ところが、大和町の方々と交流を繰り返す中、郡上八幡にも訪問するようになり、関係者の方々と交流を繰り返しているうちに、郡上おどりを誘致することができるのではないかと考えるようになりました。

今年夏、東大社飯田宮司が大和町明建神社の七日祭りの祭典で、千葉県千葉一族を代表して招待された際に、鎌形議長、観光協会会長にも同行いただき、改めて郡上市役所を訪問させていただきました。また、町長も10月には別件で岐阜県訪問時に郡上市長と交流を深めたと聞いております。

郡上までは距離があり、簡単に訪問するというわけにはいきませんが、この交流を絶やすことなく、うまく継続していきたいと思っております。正直に申し上げて、郡上おどりを誘致することは簡単ではありませんが、記念の年に私たちも精力的に活動いたしますので、町としてもぜひご協力をいただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。郡上おどりの誘致について、町はどのように考えているかお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

まず、私からは60周年記念事業の内容についてと郡上おどりの誘致についての

2点をお答えいたします。

1点目の60周年記念事業についてでございますが、議員が言われるように、平成27年度は東庄町が誕生して60周年の記念の年であります。町民に広く周知し、記念事業を実施してまいりたいと考えております。

まず、事業実施の期間でございますが、平成27年1月1日から平成28年3月31日までの15カ月間を考えておるところでございます。

記念式典を実施するほか、今後、全課を上げて60周年事業としてソフト事業、ハード事業について検討してまいります。

なお、例年実施しておりますイベント等につきましても、「町制施行60周年記念」と冠をつけまして、開催してまいる予定でございます。

60周年記念事業の第一弾としましては、子育て支援の一環として、18歳までの医療費無償化を来年1月1日から実施したい考えで、今回、補正予算でご審議いただきますが、中学生までの医療費無償化の制度をさらに拡大するものでございます。

2点目の岐阜県郡上市郡上おどりの誘致についてでございますが、郡上市の郡上おどりは約420年の歴史があり、国の重要無形民俗文化財に規定されており、日本3大盆踊りに数えられる伝統的な盆踊りでございます。東庄町と郡上市の旧大和町は、歴史上の先祖が東氏ということでつながりがあり、伝統芸能を誘致する要素があると思います。

しかし、誘致はこちらの思いだけではできません。いろいろな調整・協議が必要になるかと思っておりますので、郡上おどりの誘致につきましても、今後の検討課題として捉えていきたいと思っております。

私からは以上です。

議長（鎌形寿一君）

生涯学習担当課長、笹本博之君。

生涯学習担当課長（笹本博之君）

それでは、林議員のご質問要旨の2点目、須賀山城址の今後についてお答えいたします。

須賀山城址は、東胤頼が鎌倉時代に築城したと言われ、東庄町の歴史を語る上で、極めて重要かつ貴重な史跡でございます。2年ほど前までは篠竹が生い茂り、人が

立ち入ることもできない状況でありましたが、北総育成園さんの1年以上にも及ぶボランティアでの伐採作業の結果、見違えるようにきれいに整備されました。北総育成園の皆様には感謝を申し上げます。

ことし5月24日には、北総育成園の創立40周年記念事業として整備された城跡のお披露目とあわせて、須賀山城址開山まつりが盛大に開催されました。多くの町民が頂上の本丸跡広場を目指して登山しました。頂上からの眺望は、眼下に桁沼耕地、木々の間からは利根川や、天気の良い日は遠く鹿島灘まで臨むことができるすばらしい景色でございます。

今後は、町と地権者、町文化財審議会、ボランティア団体などの関係者と協議をしていきたいと考えております。今後とも北総育成園さんやNPO法人、城址保存協力会、地域の有志の皆様には史跡の維持管理にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

2回目ですが、一つだけ確認で返事だけしていただければ結構です。

60周年記念の実施期日は来年の1月1日からですか。1年じゃなくて15カ月ということで、じゃあすぐ始まるというか、もう始まるということで、わかりました。

2回目ですが、意見を述べさせていただいて終了させていただきます。

来年の、本当に一番目玉になる事業になります。私もいろいろ考えましたけれども、ぜひ事業に当たっては町民の皆さんのいろいろな意見もあると思います。とっぴな意見も出てくると思います。それが本当に大きな事業に化けることもありますので、町民の皆さんからの意見をぜひお聞きいただきたいと思っております。

それから、先ほどの話にもありましたが、今まで行ってきた行事やイベントを再度見直していただいて、60周年記念の事業としていただきたいなと思っております。

私のかかわってきたイベント、幾つかあります。一つ申し上げれば、今月16日に行った婚活のイベント、今回も応募者多数で抽せんとなりました。決まるときは

こんなものかなと思ったんですが、今回、2組が本当にみんなの拍手で送られて、あのまま順調にけんかをしないでゴールインしてもらいたいと、2組が誕生したということは本当によかったなと思っております。

ことはより以上にパワーアップしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、須賀山城址については、担当課長から関係者と協議をさせていただきますという答えをいただきましたから、町はいつも民間の、私たちが動き出して、実績を重ねて、頑張っていく姿を見せてくれると、町の協力体制をとることができると思いますといつも述べてくれます。2年間、本当に頑張ってきました。去年は特に頑張りました。ですから、今度は町のほうで必ず何か成果を見せていただきたい。せっかくの60周年の記念なので、それをぜひお願いしたいと思います。

最後に、郡上おどりについてですけれども、先ほど担当課長がおっしゃったとおり、実際に動き出してみますと、実は郡上には白鳥にも郡上おどりがありまして、誘致するのは大変に難しいなと思います。ただ、関東に、今、毎年四、五日だそうですけれども、郡上市から来ているところがあります。それは東京のど真ん中の青山でありまして、そこで毎年盛大に開催されているのはインターネットでもごらんいただけたと思います。なぜ青山かといいますと、郡上八幡城の江戸時代最後の殿様が青山藩の殿様だったそうです。ですから、郡上の方々は殿様に世話になったということで、関東では青山だけ。そんなことを言ったら、東庄町のほうが権利があるはずであります。近隣の市町村も郡上のおどりというのは、郡上の方々の了解がとれれば、ぜひ誘致したいと思っているところがあるそうです。近隣の市町村にとられるなら、ぜひ東庄町で一生懸命頑張っていきますので、先ほどおっしゃっていただいたとおり、ご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

以上、私の意見を述べさせていただいて、終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で林俊之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時40分といたします。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事に入る前に報告します。教育委員長、林英伸君から所用のため、本日のこれからの会議を欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

一般質問を続けます。

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

2番、大網でございます。早速、質問に入らせてもらいます。

東庄町の不法投棄対策についてお聞きいたします。

国道356号線沿いの香取市から東庄町に入ってすぐの空き地にかなりの量のごみが不法投棄されております。この不法投棄されている場所は町の入り口であり、顔とも言える場所だと思っております。入り口が汚れていれば、来町される方や町民から見ても見苦しいものではないでしょうか。なお、この場所は年に数回、ボランティア活動として清掃をしていただけていても、数日後にはごみの山になってしまいます。それではお聞きいたします。これからのこのような場所に対して、町はどのような対応と対策を考えているのか、お伺いいたします。

また、工業用地において、不法投棄物は町で対応しているようですが、消火器のような香取広域での処理困難物の対応はどのようにしているのかお伺いいたします。

次に、ごみの分別についてお聞きいたします。

ペットボトルのキャップは可燃物の扱いですが、現在、回収ボックスを設置し、エコキャップとして再資源化をしており、ごみの減量化や環境問題に貢献しております。そのほかにどのような分類を考えているのかお伺いいたします。

次の質問事項に入ります。

町有財産、特に車両、パソコン、防災用品の廃棄及び更新についてお聞きいたします。

町の行政活動を行っていく上で、必要な車両や備品、防災用品などは企業がなくなった時点ではごみとなり、いわゆる産業廃棄物となってしまいます。結果、町の費用の拡大や、大げさになってしまいますが、大気汚染、水質汚染及び地球温暖化などの問題が発生する可能性があると思います。したがって、町が率先し、適正処分の仕方や再利用、再生、リサイクルの推進の実践を行い、かつ啓発活動を行って

いかなければならないと考えております。

それでは、お聞きいたします。車両について、民間では車検時に耐用ベースに応じて更新を考えます。また、故障によって修理費をかけることにより、あと何年乗れるかを考えて廃棄を考えます。それでは、町ではどのような基準で取りかえを考えているのかお伺いいたします。

次に、パソコンについてお聞きいたします。パソコンも車両と同じように耐用年数や故障により廃棄や取りかえを考えるとと思います。しかし、パソコンには町民に関する大事なデータが保存されております。したがって、どのように廃棄や取りかえを行っているのかお伺いいたします。

次に、防災用品についてお聞きいたします。まず、非常食品と飲料水には賞味期限がございます。いつ取りかえを行っているのか、また非常食品はどのような食品があるのかお聞きいたします。

ほかに防災ラジオがございます。現在も在庫で、防災ラジオは2,000台残っているとの決算委員会の答えでしたが、1年間に50台の取引では約40年もかかってしまいます。したがって、防災ラジオの処分を町ではどのようにお考えなのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。次回から自席にて行いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、質問事項1番の不法投棄対策について町民課からお答えします。

国道356号線沿いの線路との間にある土地の状況でございますが、本日、今現在はきれいな状況でございます。

と申しますのは、昨日、冷たい雨にもかかわらず、千葉県生涯学習大学、東総学園の地域ボランティアの皆さんがボランティア活動を行ってくださったためでございます。しかし、残念なことです、すぐにまたさまざまなごみが捨てられてしまう状況とも思われます。

この場所につきましては、道路用地と個人の民地、両方が存在しております。個人の土地については、勝手に立ち入り作業をすることができません。トラブルを避

けるため、地権者と連絡調整を行いまして、ボランティア団体や社会福祉協議会の協力を得まして、地権者も参加してごみ拾いを行っていただいている状況でございます。

次に、対策ですが、不法投棄されづらい状況をつくることが大切と考えております。この空き地部分には、昼夜を問わず、人、車が自由に出入りできる状況でございます。車の進入ができないようにすることで、不法投棄をかなり抑制することができるものと考えております。道路管理者であります千葉県と地権者、両方と協議を行った結果、ガードレールを設置し、車両の進入を規制することで合意ができました。事業の実施につきましては、千葉県において行ってくれる予定でございます。

次に、公共用地の不法投棄物についてでございますが、基本的に香取広域で処理を行っております。消火器など、処理困難物につきましては、指定された指定処理業者、あるいは施設に搬入を行いまして、処理費用を町一般会計のほうから捻出をしております。

続いて、ごみの分別についてでございますが、ペットボトルキャップ、こちらはライオンズクラブの協力を得まして、回収ボックスを役場や各小中学校、町内に10カ所ほど設置してございます。ごみの減量化とともに、有価物としてリサイクルし、その収益を途上国向けのポリオワクチン、これの購入に役立てているところでございます。

続いて、分別についてですが、昨年からは小型家電リサイクルを始めました。不燃物の減量化と同時に資源の再利用を進めております。

香取広域を中心に構成団体と分別等の協議をしております。資源化による再利用やさらなるごみの減量化に向け、今後とも協議のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、質問事項2の町有財産の廃棄、更新についてお答えいたします。

まず、車両更新につきましてでございますが、車両につきましては、一律の基準はなく、車の状況に応じて個々に対応しておるのが現状でございます。今現在は使

用できる限り使用しているということでございます。

次に、パソコンの廃棄についてでございますが、事務用のパソコンにつきましては、廃棄業者にハードディスクの破壊作業を依頼しまして、処分しています。破壊作業は、担当者が立会いまして、役場内で行い、廃棄の証拠書類も提出させております。サーバー機器につきましては、更新時に委託業者に消去処分を依頼し、証拠書類を提出させ、確認しておるところでございます。

次に、防災用品でございますが、賞味期限の迫った非常食や飲料水につきましては、期限の切れる前に「賞味期限が迫っております」というような注意をした上で、ふれあいまつりやつつじまつりなどのイベント等で配布をしているところでございます。

これによりまして、非常食を体験していただくいい機会になるというように考えております。

非常食の種類でございますが、乾パン、クラッカーのほかに五目ご飯、ドライカレーなどもございます。また、アレルギー用の食品も備蓄してございます。

次に、防災ラジオについてでございますが、耐用年数はメーカーに確認したところ、使用し始めてからを念頭に5年から6年とのことございました。現在、在庫でありますラジオを廃棄する考えはございません。

防災ラジオは販売のほか、独居老人のお宅に無償貸与するなどしておりますが、今後、防災面で有効に活用していただくために、広くPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

不法投棄の現状、よくわかりました。また町の資産ですか、その取りかえ、これもよくわかりました。質問じゃなくて、すぐ要望に入ってしまうんですが、不法投棄されていて、ネットとかそういうものを行っても、それでも上から投げ捨てる人がいると思います。それについてはやはり看板、もしくは監視カメラですか、そのような設備をしたほうがいいのではないかと私は考えております。

それと、町有財産なんですけど、車両は使い物にならなくなっても、それでも欲し

いという町民の方がいるのではないかと思うので、ただだったらもらいたいという、そんないると思いますので、そういう人にもしくはあげられるものだったらあげてもらいたいと思っています。

あと、パソコンにつきましては、目の前でデータを処分してくれるということで、これは大変ありがたいことだと思っています。一番怖いのは、データが流出する事が一番怖いことで、目の前で除却といいますか、廃棄してくれることはうれしいことです。

それと乾パンなどの非常食なんですが、これは先ほどお話があったとおり、賞味期限前に試食会、もしくは給食の材料なんかには使えないんでしょうか。そういう有効活用をしたほうがいいのではないかと私は考えております。

それと防災ラジオでございますが、それは耐用年数は使ってからのことであって、機能的にはもう劣化しているはずなので、五、六年たつと、本来は使い物にならなくなってしまうことも、機能的にひどく落ちてしまうと思いますが、なるべくほかの市町村に、欲しいという市町村がございましたら、検討してもいいのかなと私は考えております。

これは私からの要望というか、お願いということで、これで終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

以上で大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。それでは2点ほど質問させていただきます。

一つは地方創生、二つ目は農業政策についてであります。

まず、1点目の地方創生であります。人口減少が急速に進み、中央と地方の格差もますます拡大しています。国は、ひと・まち・しごとに焦点を当てた地方創生本部をスタートさせました。地方創生本部担当大臣は、就任の挨拶の中で、地方創生が成功するかしないかは、それぞれの地域の頑張りにかかっているというようなことを語っておりました。東庄町の地方創生は、この町が新しく生まれ変わることを意味していると思います。本町においては、ひとつづくり、まちづくり、しごとづくりにはどのように取り組むのでしょうか。

それでは、まず最初にひとつづくりについてお尋ねします。

人がふるさとをつくるという言葉があります。今までの教育が今の町の姿にあらわれているのだらうと思います。改めて教育の重要性を認識いたします。ひとづくりこそまちづくりの基本であり、幼稚園、小学校、中学校での教育は非常に重要なことです。世界の舞台で活躍する人材を育てるということには、私は大賛成です。そのために、町は独自の教育を行うということですが、具体的にはどういうことなんでしょうか。お伺いいたします。

2番目に、まちづくりについて。まちづくりのポイントは、全体的な構想とデザインであると思います。今回の地方創生を機に、まちづくりをどのように考えますか、お伺いいたします。

3番目に、しごとづくりについて。地方創生で一番の成果は、仕事をする場所が幾つできたかということだと思います。大きな企業を誘致することができればいいのですが、今の社会経済状況では、なかなか難しいと思います。地域の資源を活用し、農産加工、レストラン、体験教室等の運用型の直売所の運営をすれば、多くの雇用が生まれ、大きな経済効果も期待できます。例えば、ゆずの加工品で33億円の売り上げ、農産加工、レストラン、体験教室、直売所の運営で48万人を預けて、43億円の売り上げ。環境保全型農業で40万人を集め、米や野菜も2倍近くのプレミアム価格で販売などなど、こういう事例はほかにもたくさんあります。やればできるということでしょうか。

東庄町の地方創生、しごとづくりは待ったなしです。こういう施策は町のリーダーシップによるところが大きいのかなと思います。地方創生、しごとづくりについて、どのように考え、どのように取り組みますか、お伺いいたします。

次に農業政策について。本町独自の農業政策について。

ことしの米の値段も25%以上の引き下げとなりました。数億円単位の減収が見込まれ、地域経済はますます衰退すると思われれます。町では大規模化と効率的経営を推進しているようですが、これでは耕作放棄地はますます増加するのではないのでしょうか。

大規模経営では、どうしても除草剤、農薬、化成肥料に頼らざるを得ません。その結果、環境の悪化や景観を守ることもできません。大規模化が進むと、多くの人々が働く場を失うということです。活力あるまちを維持するためには、少なくとも200戸ぐらいの農家が必要です。人口減少社会における農業政策についても見直し

が必要ではないかと思えます。

国、県からの補助金つきの農業政策だけでは足腰の強い農家は育ちません。町独自の農業政策がこの町を活性化させます。多くの情報と予算を持っている役所は、新しく独自の農業政策を打ち出すべきです。それが役場の仕事であり、責務であると存じます。本町独自の農業政策がありましたらお聞かせください。

要旨2番目、多面的機能支払交付金制度について。この制度のできた背景には、農業、農村は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しているということであります。この交付金は、国が50%、県と町が25%ずつ負担していますが、町としては、この制度をどのように捉えているのでしょうか。私はその制度が所期の目的どおりに農地、農道、用排水路等の保全活動が十分に実施されるのであれば、本当にいい制度だと思えます。

町としての交付金の25%を負担し、現場を見る立場から、この制度が将来の本町の農業にどう生かされるのかが大事なことだと思えます。この制度を推進するに当たり、町の認識と取り組みについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

高木議員のご質問にお答えいたします。

質問事項1の地方創生、質問要旨がひと、まち、しごとづくりについてでございます。

ひとづくりは教育関係、またまち、しごとづくりにつきましては、まちづくり課関係ということで、いろいろな課にかかる問題でございますが、大きなくくりとしまして、総務課で回答いたします。

まず、地域社会を担う個性豊かな多様な人材を育てるため、小学校の統廃合等を含め、新しい教育環境の整備を進めるとともに、国際化、情報化といった社会変化に対応できる教育を地域全体で取り組み、実現を図っていきたいと思っております。

次に、町民一人一人が夢や希望を持ち、豊かな生活ができる環境を形成するため、町民の皆さんとともに築き合い、地域の力がみなぎる、元気なまちづくりを目指し

ていきたいと思っております。

次に、基幹産業の農業につきましては、農家数、農業就業人口は減少傾向にあります。また、商工業につきましても、減少傾向にあり、厳しい状況にあります。今後は各関係機関等と連携を図り、地域の特性を生かした魅力ある多様な就業の創出を図っていきたいと考えております。

また、今回の衆議院解散当日に地方創生関連2法が成立いたしました。高木議員のご質問の地方創生、まさしく地方創生でございます。この法律によりまして、県及び市町村におきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」作成の努力義務がうたわれております。東庄町においても、県の示す目標や施策に関する基本的方向等を勘案し、人口減少に関する諸問題の分析等に取り組むとともに、将来展望を示す「地方人口ビジョン」及び若い世代の方々の結婚、出産、子育ての切れ目のない支援、新しい人の流れをつくるため、地方移住希望者、Uターン、Jターン、Iターンへの支援。また地域の特性に即した高齢者を初め、全ての人が安心して暮らせるサービス支援等、希望を持てる目標を定めた地方版総合戦略の策定を検討していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それでは、2番目の質問の農業政策について、お答えいたします。

まず、質問要旨1番目の本町独自の農業政策についてお答えをいたします。東庄町の基幹産業である農業、特に水稻農家に関しましては、今年の米価の引き下げは非常に大きな打撃となったことは言うまでもありません。これにより、水稻農家に関しましては、大変大きな転換期となっているのが現状であり、大規模化による省力化、経費の節減等は避けられない状況になっていると言えます。このような中、町としましても、認定農業者や担い手農家に集約して貸し付け、区画の大規模化だけでなく、経営規模の拡大をも図っていきたいと考えております。

また、一方で、山間部や谷津田等の、一概に大規模化が図れない、土地改良区域等もありますが、これらの土地につきましては、質問要旨2にあります「多面的機能支払交付金」の事業を活用していただき、地域ぐるみで取り組んでいただくこと

が耕作放棄地の抑制にもつながると考えております。

この農業政策につきましては、5年後、10年後にはかなりさま変わりが予想されます。町としましては、生産性の高い農業と地域ぐるみで取り組む農業を応援していきたいと考えております。

続きまして、質問要旨2番目の多面的機能支払交付金制度についてお答えいたします。

この事業は、農業、農村が保有、維持している国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な機能と捉え、地域の営業組織活動に対して10アール当たり2,000円から5,400円の交付金を受け取ることができる事業でございます。

対象事業としまして、水路の泥上げや草刈り、農道の補修等、今まで土地改良区の方々や実行組合の方々がボランティアで行ってきた事業や、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動に対して、日当や資材の購入、委託料等に活用できます。この制度ができた背景には、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている農地、農道、水路等の地域資源の保全管理が、共同活動の困難化に伴い、自然環境の保全、良好な景観形成等が困難な状況になり、一部の担い手農家の負担増になっていることなどが挙げられます。そのため、地域組織の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的としております。

また、もう一つの大きな目的として、地域の農業の5年後、10年後を自分たちの地域で考えてもらう場を提供し、担い手農家等への農地集積という構造改革を目指しています。来年度からはこの制度も法制化され、法律に基づいた安定的な制度となるため、自分たちの農地、農村を今後どのようにするかを考え、また支え合っていくためのスタートの場として有効だと思われれます。

今後とも各土地改良区、集落等を中心に推進していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ひとづくりについては、個性豊かな多様な人材を育てるため、国際化にも対応できる教育をするということですが、町独自の施策として、具体的には何をするんでしょうか。まちづくりについては、町民一人一人が夢や希望を持ち、豊かな生活ができる元気な町を目指しますということですが、具体的には何をするんでしょうか。

それから、しごとづくりについては、地域の特性を生かした魅力ある多様な就業の創出を図るということですが、具体的には何をするんでしょうか。ひと・まち・しごとづくりについて、それぞれ大変立派な答弁をいただきましたが、具体的には何をするんでしょうか。具体策がありましたらお願いいたします。

人口減少と少子高齢化が急速に進む中、いろいろな問題が山積しています。ひと・まち・しごとづくりは、行政として、今、すぐにでも取り組まなければならない課題だと思えます。

地方創生について、行政と議会が知恵を出し合い、町民からなるほどと言われるような施策を打ち出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、農業政策について。本町の水田農業や大規模な経営体と、山間、谷津田等の大規模化が図れない地域があり、それぞれの地域にあった農業の展開があります。山間、谷津田の農地は狭く、効率的な営農ができません。きめ細やかな施策が必要です。これ以上の耕作放棄地をふやさないためにも地域ぐるみで取り組む営農体への支援は大事です。町独自の農業施策により、農業の活性化、町の活性化を願うものです。

以上、いろいろと答弁しづらい質問をいたしました。町民のため、町のためとの思いであり、これも議員としての責務だと思います。あしからずご理解をいただきたいと思えます。東庄町の地方創生が成功することを願い、質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

ひとづくり、まちづくり、しごとづくりについての具体的な施策があるかというご質問でございます。

まち・ひと・しごと創生法は、成立したばかりでございます。これから皆様方、議員の皆様方、さまざまいろいろな方のご意見を聞きまして、これから施策を検討してまいります。

また、人口減少につきましては、議員のおっしゃるとおり、施策を打ち出さなければならぬということで、議員さんと同じような認識を持っています。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

次に、4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問事項、防犯対策について大きく1点、要旨、高齢者を狙った振り込め詐欺対策。不審者対策、幼稚園の安全性を伺わせていただきます。

振り込め詐欺が年々増加しています。少子高齢化社会に適したルールづくりが重要と考えますが、高齢者を狙った振り込め詐欺に対する防犯対策は誰が防ぐのでしょうか。警察から防犯パンフレットを配られていることから推測すると警察が取り組む公務のようにも感じます。

町でも防災無線で注意を促しており、行政の取り組む公務のようにも感じられます。

しかし、総合計画の防犯の項目を見てみますと、警察とボランティア団体による定期的な防犯パトロールを促進することにより、犯罪の抑制を図っていきます。

また、町全体の防犯力を強化するために、町内の防犯ボランティア団体と各地域が連携をとり合い、安全なまちづくり体制を構築していきますと記されています。多くの町民は、総合計画の内容まで詳しく知らないと思います。安全安心は警察や行政が守ってくれるものと考えています。

誰が防ぐのかという情報を発信しないのであれば、行政が防犯対策を行わなければならないと私は考えますが、公務として強化することは可能かを伺います。まずは、高齢者を狙った振り込め詐欺対策の現状となります。ことし8月末現在ではありますが、当町でも特殊詐欺を含め、既に5,200万円もの被害が発生いたしております。千葉県全体の犯罪発生件数は年々減少の傾向に向っておりますが、振り込め詐欺は前年度比約1.5倍とふえ続けております。全国的に見ましても、被害額は昨年約500億円となり、今年の被害額も500億円を上回るペースでふえ続けております。被害がふえ続けている状況下、行政無線で注意を促しておりま

すが、町内でも被害が起きている詳細を町民が把握する機会がないように感じられます。特殊詐欺も含め、振り込め詐欺の被害状況について、当町の被害状況を伺わせていただきます。

次に、振り込め詐欺の対策については、警察も行政も振り込め詐欺の対策を周知するためにも、啓発パンフレットを配布したり、活動を強化しておりますが、高齢者、全ての方々が振り込め詐欺という犯罪を知っています。普通に考えればだまされるわけがないと思いがちですが、それではなぜ犯罪がふえているのでしょうか。一つは、一見普通の営業電話を装い、ここに問題があるようで、多種多様な営業電話を組織で、複数人で、何回も電話をし、個人情報や貯蓄金額などの情報を少しずつ分担して聞き出すことで、最終的には家族の情報を揃えているということです。

二つ目に、高齢者の女性は急がされ、瞬時に判断をしなければならない場合には、判断を誤ってしまう方が多いというデータを知っているようです。振り込め詐欺の電話がかかってきたときには、教えてもない個人情報により、相手を信じてしまい、一度は疑うものの、正確な判断をする時間も与えられずに、心理的に断れなくなり、だまされてしまうようです。

プロの犯罪組織に狙われた場合、逃れる方法は既にもないのかもしれませんが。高齢者を狙った振り込め詐欺は、誰が主体的に防犯対策を行うのでしょうか。私はこれ以上の被害を食いとめるには、行政が力を発揮していかなければならないと考えますが、町として、振り込め詐欺をなくす方法、被害を少なくする方法はないのか伺わせていただきます。

振り込め詐欺をなくすための提案として、一昔前の社会は他人をも思いやる気持ちがあり、家族が困っていれば助け合う気持ちがあったと思います。そのような思いやる気持ちを今の社会にあわせ、だまされないように相手を疑うようにと幾ら高齢者に周知しても、今まで間違っていなかった考え方を変えることはできないのかもしれませんが。

詐欺組織との接点を完全に断ち切らなければ、振り込め詐欺などの被害をとめることはできません。提案となりますが、非通知電話に出ないことで振り込め詐欺被害を減らすことができるのであれば、高齢者世帯だけで住まわれている世帯に対し、非通知拒否機能付きの電話機を購入する補助金を検討していただきたい。また、非通知を判断するナンバーディスプレイ料金やさらに非通知を拒否するナンバーリク

エストなどの料金を、高齢者世帯だけでも補助できないか伺わせていただきます。

国の法律の整備が遅れているのであれば、町の条例を制定し、全国に先駆けたモデル事業を示し、高齢者世帯が非通知電話を着信しない町として、振り込め詐欺被害を少なくした前例をつくり、非通知電話、そのものをなくすことができれば振り込め詐欺被害はなくなるのかもしれませんが。

次に、要旨の2点目、不審者対策、幼稚園の安全性について。

当町でも今月11日及び先月末に不審者による児童への声かけがあり、また、前回の9月定例会期間中にも公園に不審者が出たという情報もあり、学校関係者、PTAの方々に不安が広まっております。全国的にも児童を狙った悪質な犯罪が多発いたしており、千葉県内で発生している犯罪が際立ってふえているように感じられます。声かけなどの場合には、先生方が登下校を見守ったり、町、警察と連携したり、また各学校の連絡用メールなどにより、保護者の方々が見守られたりと、登下校の安全性を強化されていると思います。大まかでは把握いたしておりますが、ここ数年の当町における子供たちを狙った不審者情報について伺わせていただきます。

不審者の行動は、何を行うのか把握できない、想定外のケースもあり、事前にいろいろな対応を考えられていると思いますが、例えば、公共施設である幼稚園に不審者が侵入したことはないと思いますが、あるのであれば伺わせていただきたい。

また、対策マニュアルやルールなど、現状を伺わせていただきたいと思います。

不審者への対応やマニュアルなど、恐らく不備はないと思いますが、より一層防犯パトロールの強化や防犯ステッカーの配布など、防犯対策をお願いいたします。

1点申し上げますれば、児童を狙った悪質な犯罪がふえる中、若い世代は、共働き、サラリーマン化が進み、今までどおりのルールで地域を引き継がれる役割は、役場職員や自営業者への負担が増すばかりで、これ以上、ボランティア活動をふやすことへの限界も感じています。また、今月、先月、先々月と、今不審者が多発している緊急を要する状態です。緊急時だけでも地域の方々へ協力を求められる地域全体で子供たちを見守る体制強化を望みますが、早急に行える対策を伺います。

不審者の侵入に対しては、同じく不備はないと思われませんが、幼稚園に対しては園長、男性職員不在時の不審者侵入時に不安があるように思います。今は幼稚園の近くに小学校もあり、男性職員がすぐに応援に駆けつけてくれることも可能です。将来的なことになりますが、仮に今の提案のまま笹川小学校の位置に小学校が統合

されるのであれば、橘幼稚園に不審者が出たとき、周りは畑だらけで、近くに小学校がないのであれば、誰が対応するのか、安全性は担保できないと私は思います。小学校の統合という大きな環境が変更されるときこそ、しっかりとルールをつくらなければ、大きな間違いが起きてからでは遅過ぎます。公共施設の安全性、これこそ行政がしっかりと防犯対策に取り組まなければならない重要な課題であると考えますが、小学校の再編後に近くに小学校がない幼稚園の安全性について考えていただけているのか、もしくは今後考えていただけるのか、伺わせていただきます。

以上、2回目は自席より行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、花香議員のご質問にお答えいたします。

まず、振り込め詐欺の被害状況ということですが、千葉県警発表の資料によりますと、ことし1月から9月末現在で東庄町で1件、被害額は800万円となっております。また、振り込め詐欺のほか、投資名目などの詐欺を含めて、特殊詐欺といいますが、本町では、先ほどの振り込め詐欺のほかに1件、特殊詐欺ということで、4,400万円の大きな被害が発生しております。

次に、防犯対策はどこが主体的に行うかにつきましては、警察が最も主体的な役割を果たすこととなります。警察や県、市町村、金融機関、さらには地域住民などが協力し、被害防止に努めていくことが大切であると考えております。

次に、町の対策ということですが、やはり振り込め詐欺にひっかからないという意識を持ってもらうことが大事です。香取警察署から管内で不審な電話が相次いでいるといった情報が入ったときは、速やかに防災行政無線で注意を呼びかける放送を流しております。今後も警察との連携により、被害防止に努めてまいりたいと思います。

まずは高齢者の方に被害に遭わない心構えを持ってもらうことに重点を置いて、警察や関係機関と協力してまいりたいと考えております。

花香議員ご指摘のございました電話機購入、電話料金等に対する補助金は、現在のところ考えておりません。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、不審者対策、幼稚園の安全性の関係、4点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、不審者情報について、最近発生した事案を数例申し上げます。平成25年1月に羽計台付近の道路において、女子生徒が登校中に痴漢被害に遭いまして、容疑者が逮捕されております。また、ことしの7月、桁沼耕地の道路において、生徒8人が下校中に男性運転の不審車両に遭遇いたしましたけれども、この件について特に被害はございませんでした。また、10月には笹川駅から国道に至る道路上において、歩行中の児童が自転車の男に声をかけられました。特に被害はございませんでした。また、今月に入ってから、新宿地先の道路において、児童9名が集団下校中に男に声をかけられました。こちらについても特に被害はありませんでした。

これら2件の「声かけ事案」につきましては、町教育委員会から各幼稚園・各小中学校に情報を提供いたしまして、学校から保護者あてには不審者情報のメールを配信していただきまして、注意喚起を行ったところでございます。

また、各幼稚園・学校にはその都度、園児・児童・生徒に指導の強化と対策の徹底を文書でお願いしております。

なお、町立幼稚園に不審者が侵入したということはありません。

次に2点目、不審者対策マニュアルにつきましては、各幼稚園・学校では「学校危機管理マニュアル」を作成しております。問題が発生した場合の対応について全教職員で共通理解を図り、教育活動を行っているところでございます。

また、幼稚園児の通園時における不審者対策としましては、基本的には幼稚園児は保護者の送迎でありますけれども、さらに約7割の園児が現在通園バスを利用しておられます。その場合、保護者にバスの乗車場所・降車場所まで来ていただいて、幼稚園教諭等が園児を引き受け、引き渡しを行っているなど、安全対策の徹底を図っているところでございます。

また、教育委員会としましては、本年4月に全児童・生徒に防犯アラームを配布させていただきました。子供たちがみずからの身を守る一助となれば幸いです。

ます。

さらに学校安全に対する助成としまして、「地域学校安全推進事業助成金」10万円を交付しております。単位PTA、各学校において不審者対策等の充実に充てているところでございます。

また、特に学校では警察と連携して、不審者の侵入に対応するための実践的な防犯訓練の実施ですとか、教職員による朝の登校指導、また帰りの集団下校指導を毎日行うなど、取り組みを実施しているところでございます。

また、保護者の皆様、さらに町民の皆様には登下校時の事故・事件を未然に防止するために平素より地域の見守り活動等を行っていただいております。今後ともさらなるご協力をお願いしてまいりたいと存じます。

3点目でございます。地域全体で子供たちを見守る体制の強化とその対策ということにつきましては、現在、緊急時に子供たちが助けを求めることができる子ども110番のお宅をお願いしております。町内に108軒、現在ございますけれども、ご協力いただけのご家庭を今後、地域ごとに増やしていければと考えているところでございます。

最後4点目、小学校の再編後に、近くに小学校のない幼稚園の安全性、橘幼稚園ということでございますが、仮に統合小学校が現在の笹川小学校の位置にということになりますと、橘幼稚園の近くに小学校がなくなるわけでございます。議員ご指摘のとおり、小学校統合までの準備期間内に検討しなければならない事柄の一つであると認識しております。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

振り込め詐欺対策の被害状況や被害を少なくする方法など、いろいろ答弁いただきまして、少しずつではありますが、より一層、防犯対策を強化していただきたいと思っております。その中で、誰が主体的にという話の中で、警察が主体的にというような答弁をいただいたかと思うんですけれども、この点に関しても、やはり行政が主体的にというわけにはいかないのかもしれませんが、もう少し力を発揮して、警察と同等、そのぐらいまで防犯に対する意識を高めていただいて、行政からの回答と

しては、行政が主体的にやるんだという強い気持ちで臨んでいただきたいとお願いしたいと思います。

最後に、誰が防犯対策を必要としているのか、安心して暮らしていける町を望んでいるのか。子供たちや高齢者など、立場が弱い方々であると考えられます。今まで経験したことのないような少子高齢化社会という大きな問題が少しずつではありますが、日々の暮らしに影響を与えているんだと思います。協働の促進に努めることはもちろんであります。必要であれば条例をつくるなり、改正するなど、これからの時代にあったルールを少子高齢化時代に適した防犯対策についてよりよい町をつくるためにも行政、執行部側と、町民、議会側と一緒に考えて考える場を早急に設けていただきたいと思います。

子供たちや高齢者を誰がどのように守っていくのか、大変難しい課題ではありますが、もう一步、私たちの責任範囲を広げることで、少しでも不安を取り除けるように日々研究に励み、努力しなければならないと決意いたしまして、質問を終わらせていただきます。要望で終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、休会の件を議題とします。お諮りします。議案調査等のため11月28日から30日までの3日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。したがって、11月28日から30日までの3日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。12月1日の会議は、議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時38分 延会）

